

令和3年1月調査

# 裁判員制度の運用に関する意識調査

令和3年3月

最高裁判所



# 目 次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 本報告書を読む際の注意                      | 3  |
| I 調査の概要                          | 5  |
| II 調査結果の概要                       | 7  |
| 1 裁判員制度の周知状況                     | 7  |
| (a) 裁判員制度の実施について                 | 7  |
| (b) 裁判員制度の内容                     | 7  |
| (c) 裁判員に選ばれる可能性                  | 7  |
| 2 裁判員裁判に関する客観的事実や実情の周知状況         | 8  |
| 3 裁判員制度の周知媒体                     | 9  |
| 4 裁判や司法への関心度                     | 10 |
| 5 現在実施されている裁判員制度の印象              | 11 |
| (a) 裁判が公正中立なものになっている             | 12 |
| (b) 裁判が信頼できるものになっている             | 13 |
| (c) 裁判所や司法が身近になっている              | 14 |
| (d) 裁判の結果（判断）が納得できるものになっている      | 15 |
| (e) 裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなっている | 16 |
| (f) 事件の真相が解明されている                | 17 |
| (g) 裁判の手続や内容がわかりやすくなっている         | 18 |
| (h) 裁判が迅速になっている                  | 19 |
| (i) 国民の関心が増して自分の問題として考えるようになっている | 20 |
| 6 裁判員制度についてQ5の印象を持つことになった原因      | 21 |
| 7 裁判員裁判に期待すること                   | 23 |
| (a) 裁判がより公正中立なものになる              | 24 |
| (b) 裁判がより信頼できるものになる              | 25 |
| (c) 裁判所や司法がより身近になる               | 26 |
| (d) 裁判の結果（判断）がより納得できるものになる       | 27 |
| (e) 裁判の結果（判断）に国民の感覚がより反映されやすくなる  | 28 |
| (f) 事件の真相がより解明される                | 29 |
| (g) 裁判の手続や内容がよりわかりやすくなる          | 30 |
| (h) 裁判がより迅速になる                   | 31 |
| (i) 国民の関心がより増して自分の問題として考えるようになる  | 32 |

|     |                                  |    |
|-----|----------------------------------|----|
| 8   | 裁判員裁判に参加する場合の心配や支障となるもの          | 33 |
| 9-1 | 裁判員裁判の傾向について（執行猶予付判決における保護観察の割合） | 36 |
| 9-2 | 裁判員裁判の傾向について（量刑傾向の変化）            | 38 |
| 10  | 裁判員裁判に参加したいか                     | 40 |
| 11  | 裁判員制度への参加意欲を高めるために必要な情報          | 41 |
| 12  | 刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきか          | 43 |
| 13  | 現在実施の印象・実施への期待の比較                | 44 |
| 14  | 【性別】【年齢別】【職業別】の経年変化（Q10）         | 47 |
| 15  | 集計結果表（Q1, Q2, Q3）                | 52 |
| III | 調査票（付：今回調査単純集計結果）                | 55 |
|     | 標本抽出方法                           | 63 |

[本報告書を読む際の注意]

- 1 nは質問に対する回答者数で、100%が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数である。
- 2 質問の種類を示す記号は次のとおりである。

M. A. : 1回答者が2以上の回答をすることができる質問 (Multiple Answer の略)。  
このとき回答計およびM. T. (Multiple Total の略) は回答数の合計を回答者数 (n) で割った比率であり、通常その値は100%を超える。

【回答票】: 回答の選択肢を列記した「回答票」を示して、その中から回答を選ばせる質問
- 3 数値結果 (%) は表章単位未満を四捨五入してあるので、内訳の合計が計に一致しないこともある。
- 4 統計表等に用いた符号は以下のとおりである。

0.0 : 表章単位に満たないが、回答者がいるもの  
— : 回答者がいないもの (グラフ中の記載は略)
- 5 職業別の分析で、「その他」は回答者が少なく誤差が大きいため、分析の対象としていない。
- 6 小計の値は、各選択肢の表章されたものを合算しているもので、回答数を合算したものから算出した場合と一致しないことがある。



# I 調査の概要

## 1 調査目的

裁判員制度に対する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。

## 2 調査項目

- (1) 裁判員制度の周知状況
- (2) 裁判員裁判に関する客観的事実や実情の周知状況
- (3) 裁判員制度の周知媒体
- (4) 裁判や司法への関心度
- (5) 現在実施されている裁判員制度の印象
- (6) 裁判員制度についての印象を持つことになった原因
- (7) 裁判員裁判に期待すること
- (8) 裁判に参加する場合の心配や支障となるもの
- (9-1) 裁判員裁判の傾向について（執行猶予付判決における保護観察の割合）
- (9-2) 裁判員裁判の傾向について（量刑傾向の変化）
- (10) 裁判員裁判に参加したいか
- (11) 裁判員制度への参加意欲を高めるために必要な情報
- (12) 刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきか

## 3 調査対象

- (1) 母集団：全国20歳以上の者
- (2) 回収数：2,000人
- (3) 抽出方法：層化2段無作為抽出法

## 4 調査時期

令和3年1月9日（土）～2月4日（木）

## 5 調査方法

調査員による個別面接聴取

## 6 調査実施機関

株式会社 日本リサーチセンター

## 7 性・年齢別回収数

|        | 男性          | 女性            | 合計             |
|--------|-------------|---------------|----------------|
| 20～29歳 | 117 (5.9%)  | 113 (5.7%)    | 230 (11.5%)    |
| 30～39歳 | 139 (7.0%)  | 135 (6.8%)    | 274 (13.7%)    |
| 40～49歳 | 182 (9.1%)  | 176 (8.8%)    | 358 (17.9%)    |
| 50～59歳 | 157 (7.9%)  | 155 (7.8%)    | 312 (15.6%)    |
| 60～69歳 | 150 (7.5%)  | 156 (7.8%)    | 306 (15.3%)    |
| 70歳以上  | 218 (10.9%) | 302 (15.1%)   | 520 (26.0%)    |
| 計      | 963 (48.2%) | 1,037 (51.9%) | 2,000 (100.0%) |





## Ⅱ 調査結果の概要



## Ⅱ 調査結果の概要

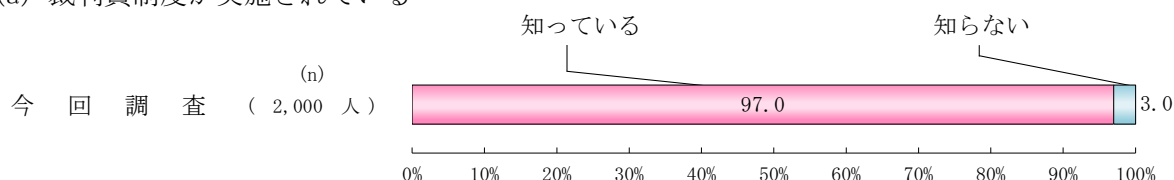
### 1 裁判員制度の周知状況

(a) 裁判員制度の実施について

Q1 あなたは「裁判員制度」について、次に挙げる事項をご存知ですか。

※項目ごとに「知っている、知らない」の2つから回答を選択してください。

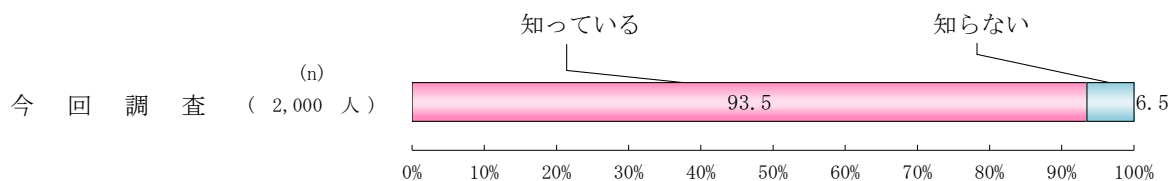
(a) 裁判員制度が実施されている



裁判員制度が実施されていることを知っているか聞いたところ、「知っている」と答えた者が97.0%、「知らない」は3.0%となっている。

(b) 裁判員制度の内容

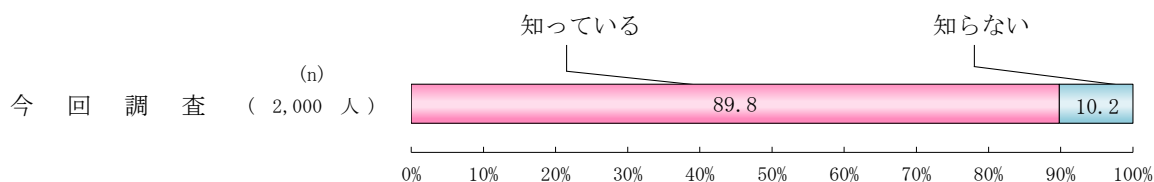
(b) 裁判員制度は、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、裁判官と一緒に、有罪・無罪の判断や刑の内容（重さ）を決める制度である



裁判官と一緒に有罪・無罪の判断や刑の内容（重さ）を決める制度であることを知っているか聞いたところ、「知っている」と答えた者が93.5%、「知らない」は6.5%となっている。

(c) 裁判員に選ばれる可能性

(c) 20歳以上で選挙権のある人（有権者）であれば、原則として、誰でも裁判員に選ばれる可能性がある



20歳以上の有権者であれば、原則として誰でも選ばれる可能性があることを知っているか聞いたところ、「知っている」と答えた者が89.8%、「知らない」は10.2%となっている。

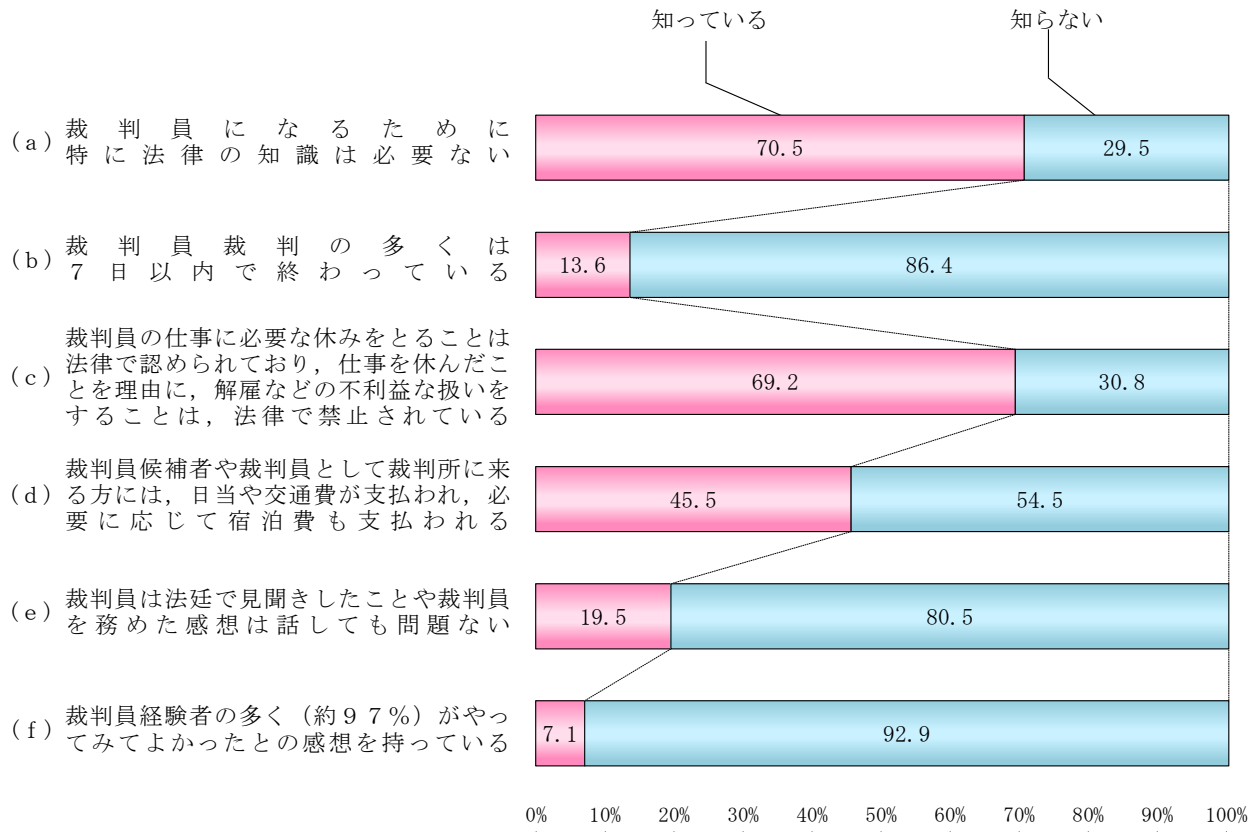
※調査年度別及び【性別】【年齢別】【職業別】の数値は52頁を参照。

## 2 裁判員裁判に関する客観的事実や実情の周知状況

【Q1でひとつでも「1知っている」と回答した人にQ2～Q9（小問2）を聞く】

Q2 以下の(a)から(f)は、裁判員裁判に関する客観的事実や実情を記載したものです。  
これらにつき、具体的にご存知の事柄についてお伺いします。

※項目ごとに「1知っている、2知らない」の2つから回答を選択してください。



裁判員制度を知っている人に、裁判員裁判に関する客観的事実や実情について聞いた。

『裁判員になるために特に法律の知識は必要ない』は、「知っている」と答えた者が70.5%、「知らない」は29.5%となっている。

『裁判員裁判の多くは7日以内で終わっている』は、「知っている」と答えた者が13.6%、「知らない」は86.4%となっている。

『裁判員の仕事に必要な休みをとることは法律で認められており、仕事を休んだことを理由に、解雇などの不利益な扱いをすることは、法律で禁止されている』は、「知っている」と答えた者が69.2%、「知らない」は30.8%となっている。

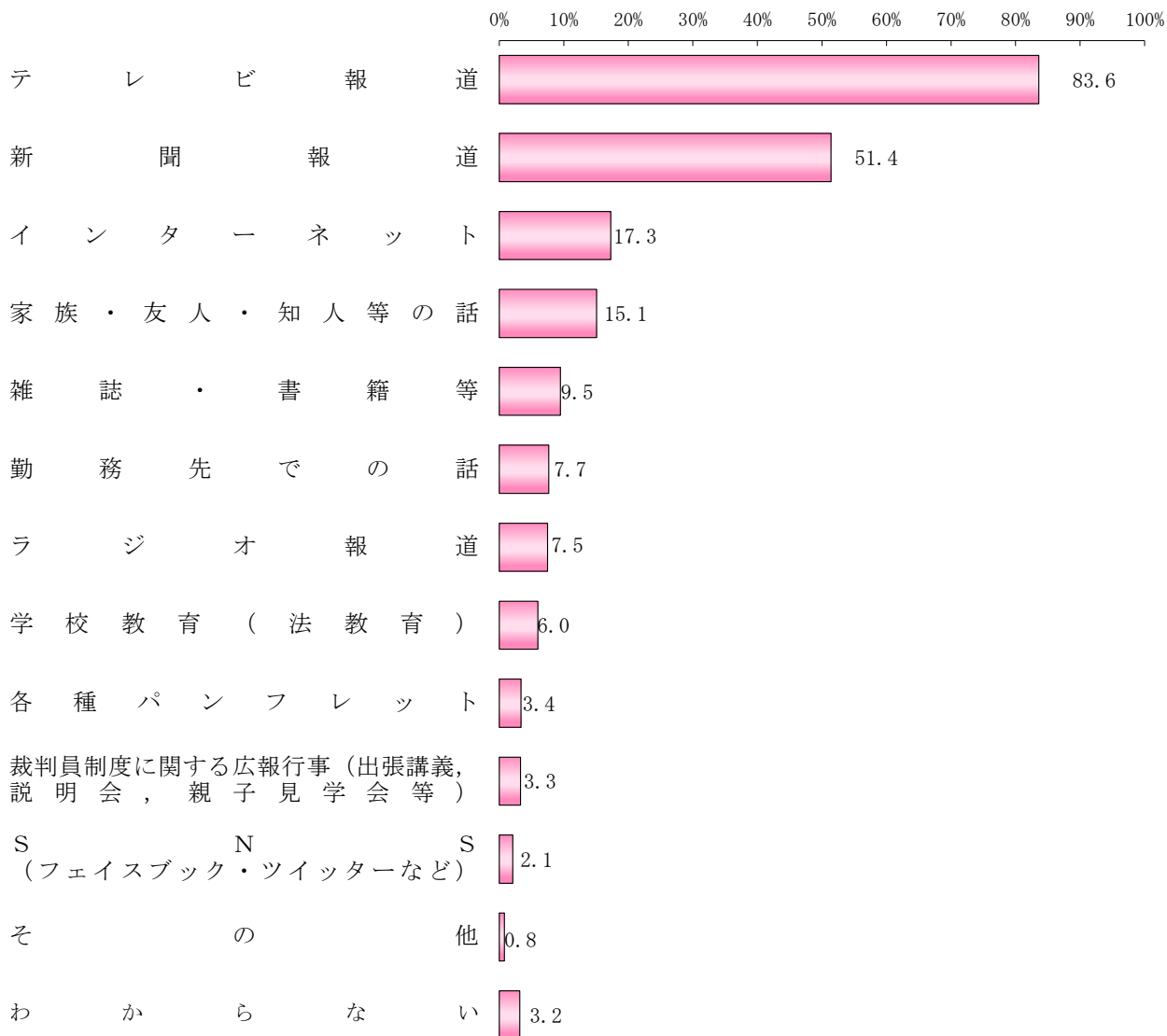
『裁判員候補者や裁判員として裁判所に来る方には、日当や交通費が支払われ、必要に応じて宿泊費も支払われる』は、「知っている」と答えた者が45.5%、「知らない」は54.5%となっている。

『裁判員は法廷で見聞きしたことや裁判員を務めた感想は話しても問題ない』は、「知っている」と答えた者が19.5%、「知らない」は80.5%となっている。

『裁判員経験者の多く（約97%）がやってみてよかったとの感想を持っている』は、「知っている」と答えた者が7.1%、「知らない」は92.9%となっている。

### 3 裁判員制度の周知媒体

Q3 では、先ほど伺った裁判員制度についてご存知の事柄を何から知りましたか。  
 当てはまるものを、次の中から全てあげてください。(M. A.)



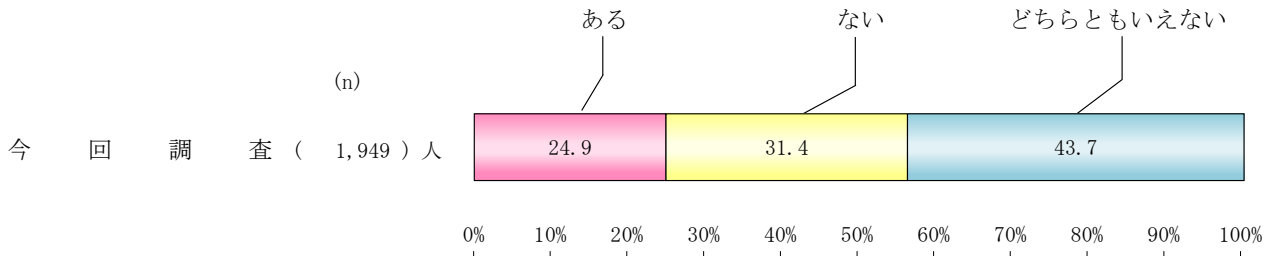
(n=1,949人, M.T. = 207.7%)

裁判員制度を知っている人に、何から知ったかを聞いたところ、「テレビ報道」をあげた者の割合が83.6%と最も高く、以下、「新聞報道」(51.4%)、「インターネット」(17.3%)、「家族・友人・知人等の話」(15.1%)、「雑誌・書籍等」(9.5%)などとなっている。

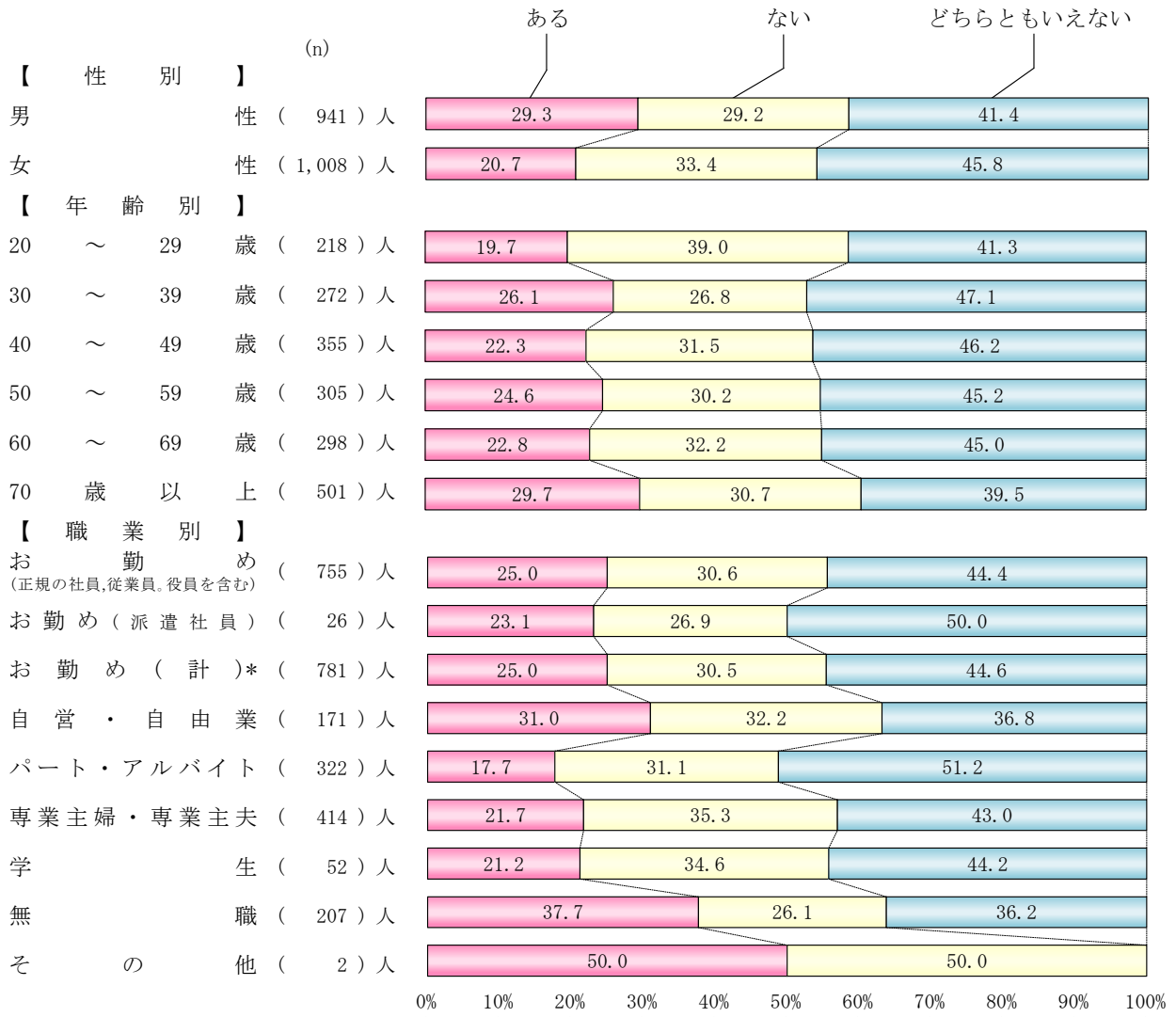
※調査年度別及び【性別】【年齢別】【職業別】の数値は54頁を参照。

## 4 裁判や司法への関心度

Q 4 あなたは裁判や司法への興味や関心はありますか。



裁判や司法への興味や関心について聞いたところ、「ある」と答えた者の割合は24.9%、「ない」は31.4%、「どちらともいえない」は43.7%となっている。



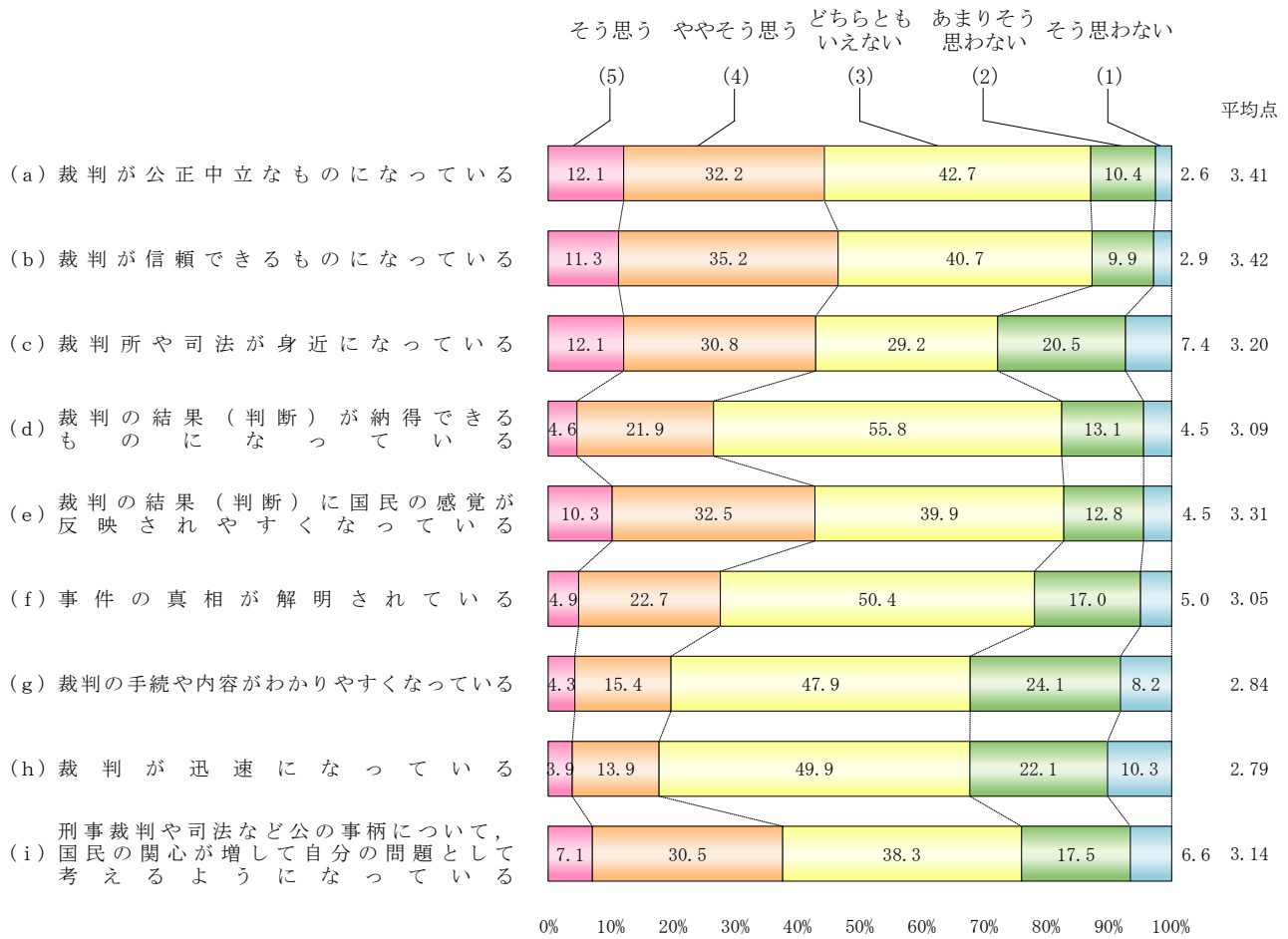
\*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

「ある」と答えた者の割合は、男女別では、男性が高くなっている。年齢別では、70歳以上が最も高くなっている。職業別では、無職が最も高くなっている。

※Q 4は、今回調査から新設した質問である。

## 5 現在実施されている裁判員制度の印象

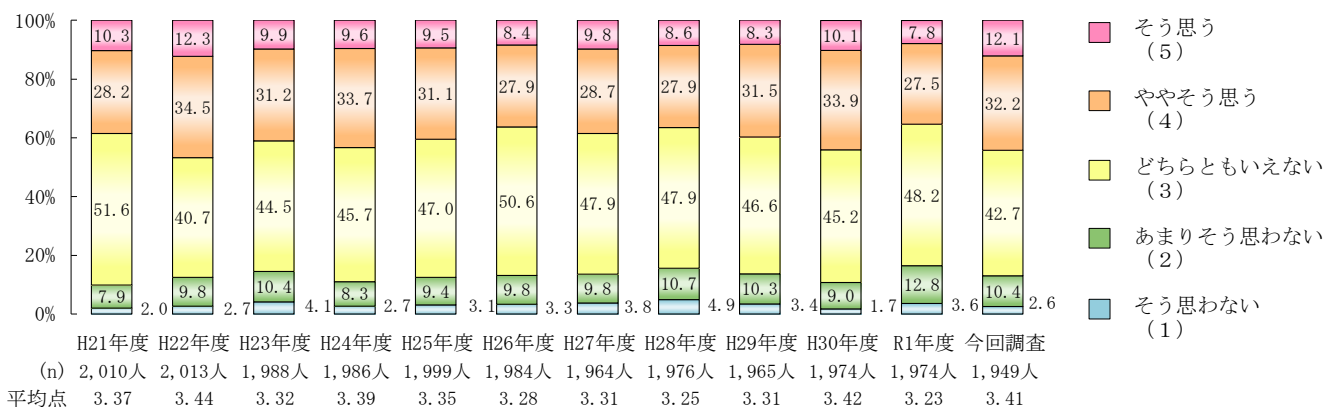
Q5 あなたは、現在実施されている裁判員制度について、どのような印象を持っていますか。  
次の(a)～(i)の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。



※平均点は「そう思う」5点、「ややそう思う」4点、「どちらともいえない」3点、「あまりそう思わない」2点、「そう思わない」1点でウエイト処理したものである。

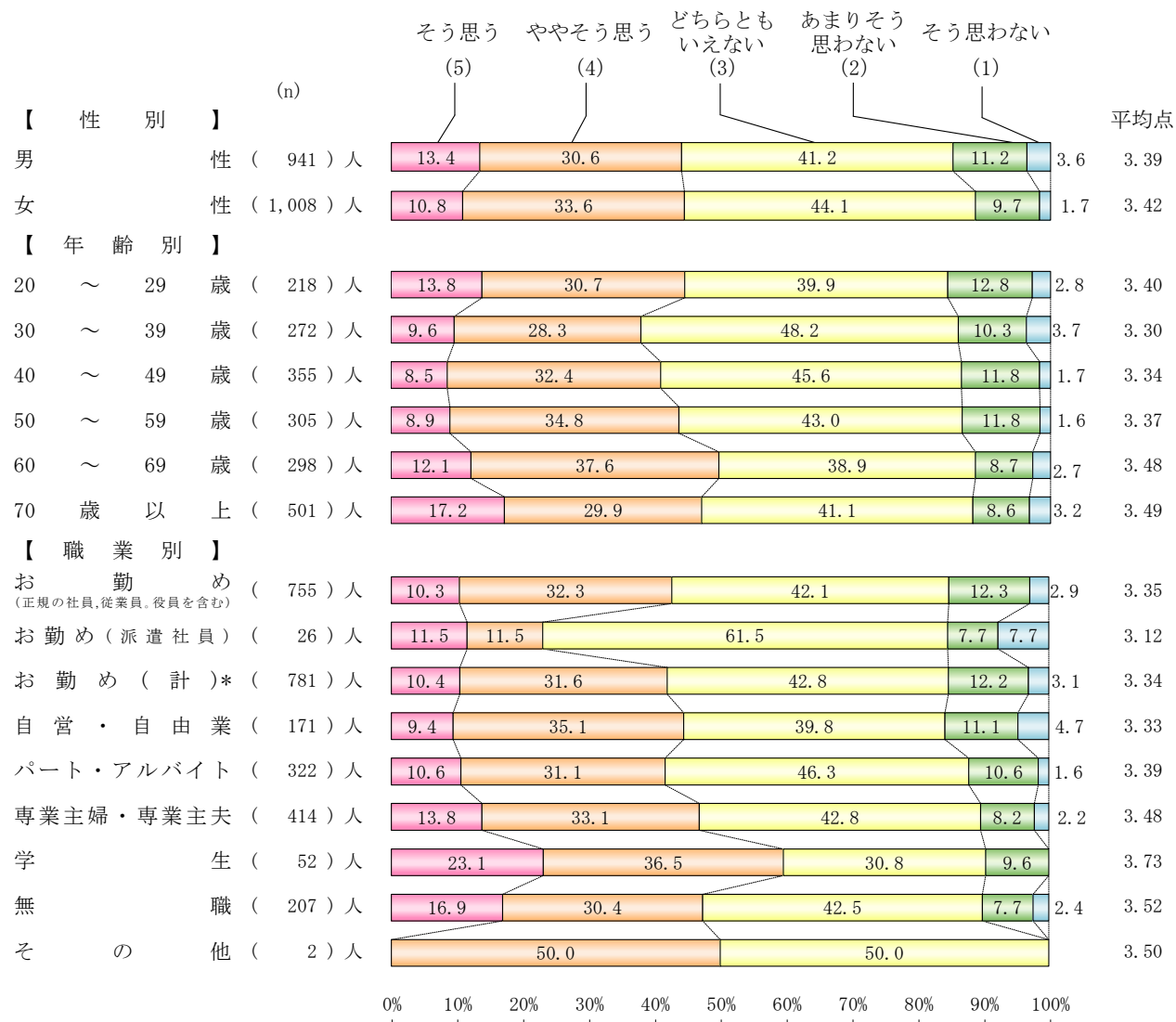
現在実施されている裁判員制度について、どのような印象を持っているか、9項目の内容について聞いたところ、平均点が最も高かった項目は『裁判が信頼できるものになっている』(3.42点)となっており、以下、『裁判が公正中立なものになっている』(3.41点)、『裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなっている』(3.31点)、『裁判所や司法が身近になっている』(3.20点)、『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになっている』(3.14点)、『裁判の結果（判断）が納得できるものになっている』(3.09点)、『事件の真相が解明されている』(3.05点)、『裁判の手続や内容がわかりやすくなっている』(2.84点)、『裁判が迅速になっている』(2.79点)となっている。

Q 5 (a) 裁判が公正中立なものになっている



\* 「裁判が公正中立なものになっている」は、今回調査より「裁判がより公正中立なものになった」から変更された。

現在実施されている裁判員制度について、『裁判が公正中立なものになっている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は44.3%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は13.0%となっている。

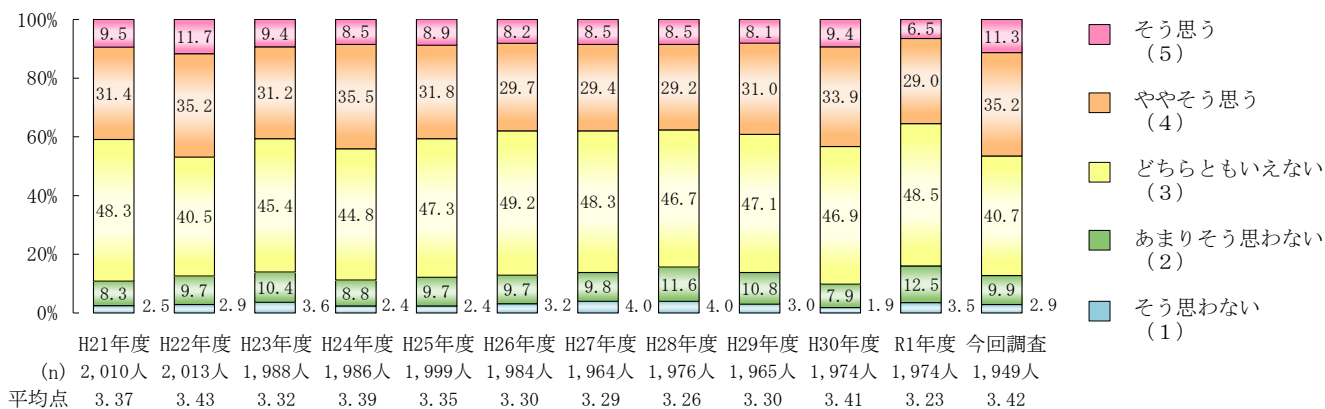


\*お勤め (計) は、「お勤め (正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め (派遣社員)」を合計したものである。

『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、30代が最も低くなっている。職業別では、学生が最も高くなっている。

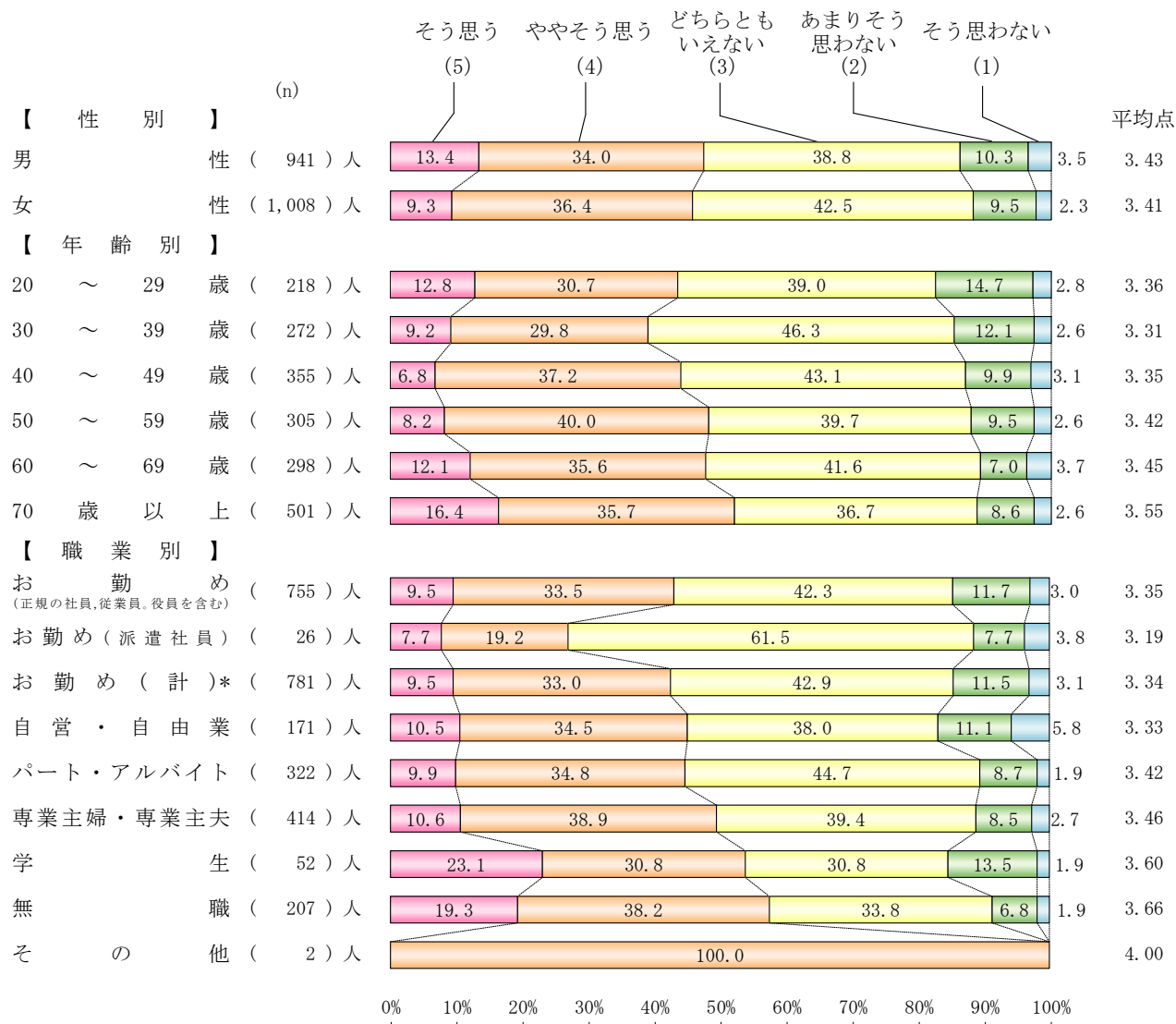


Q 5 (b) 裁判が信頼できるものになっている



※「裁判が信頼できるものになっている」は、今回調査より「裁判がより信頼できるものになった」から変更された。

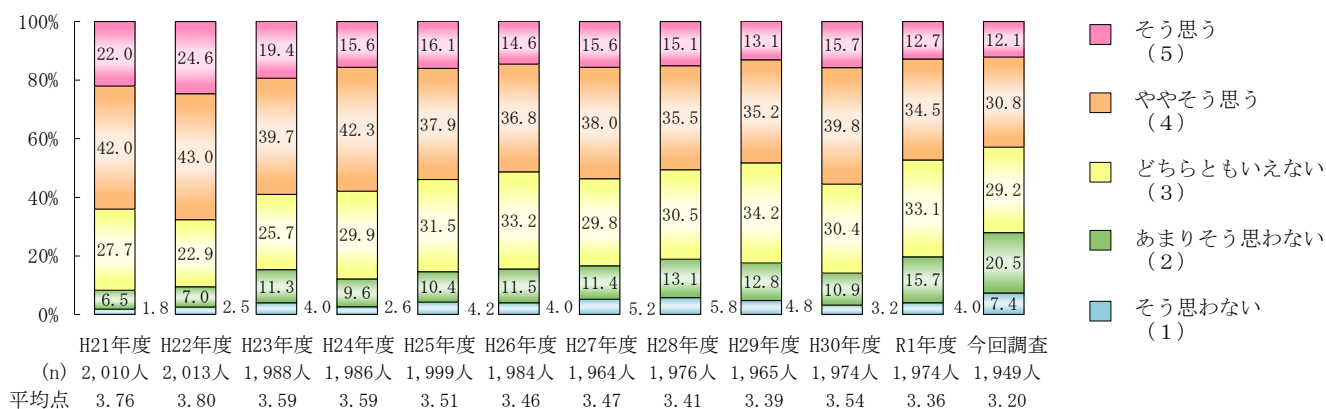
現在実施されている裁判員制度について、『裁判が信頼できるものになっている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は46.5%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は12.8%となっている。



\*お勤め (計) は、「お勤め (正規の社員, 従業員, 役員を含む)」と「お勤め (派遣社員)」を合計したものである。

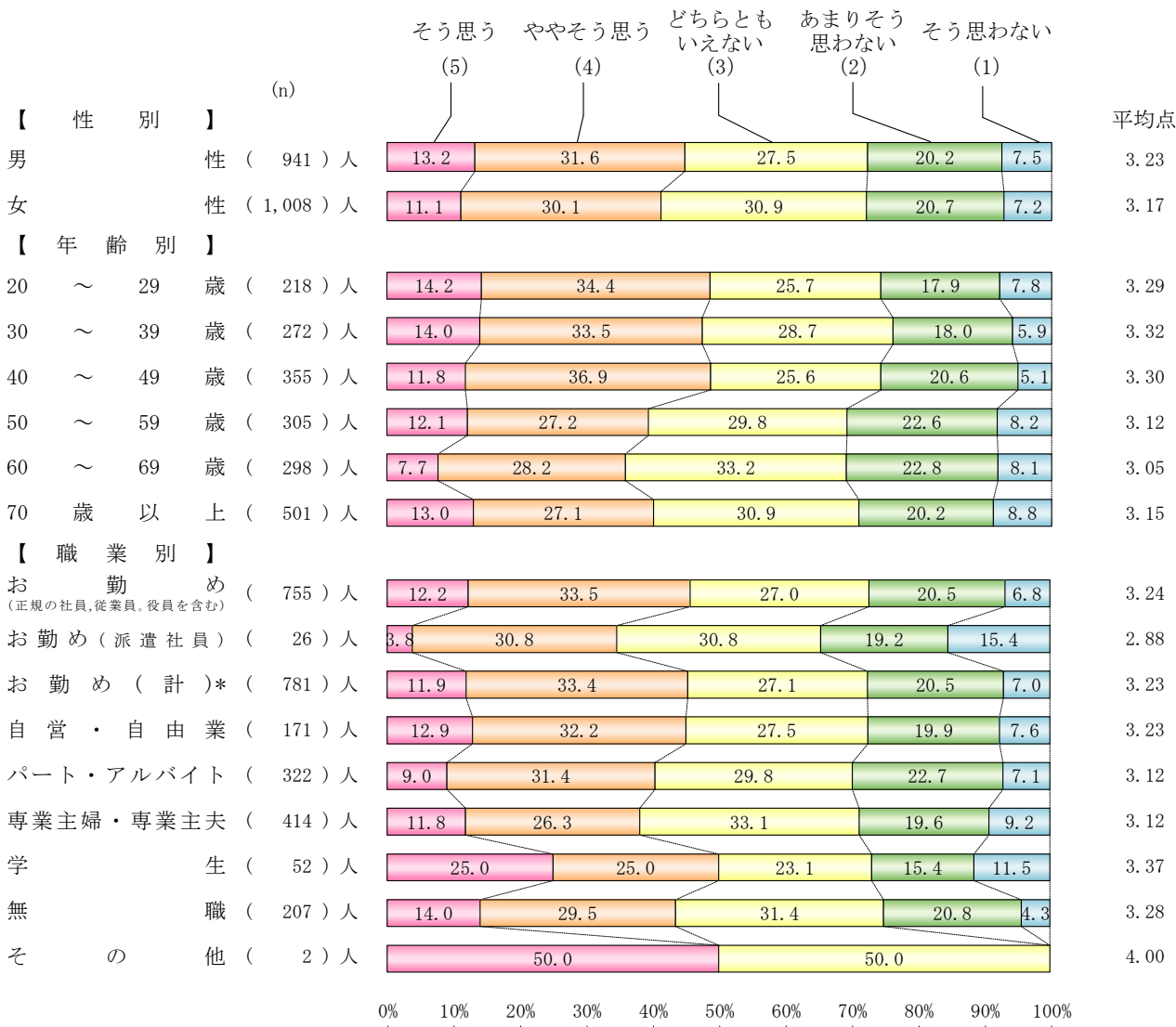
『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、30代が最も低くなっている。職業別では、無職と学生が高くなっている。

Q 5 (c) 裁判所や司法が身近になっている



\* 「裁判所や司法が身近になっている」は、今回調査より「裁判所や司法が身近になった」から変更された。

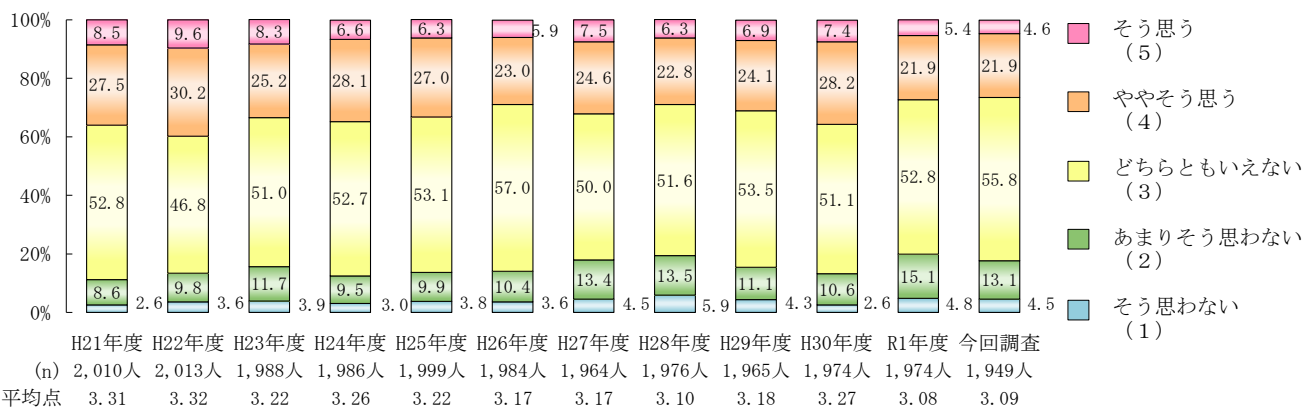
現在実施されている裁判員制度について、『裁判所や司法が身近になっている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は42.9%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は27.9%となっている。



\*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

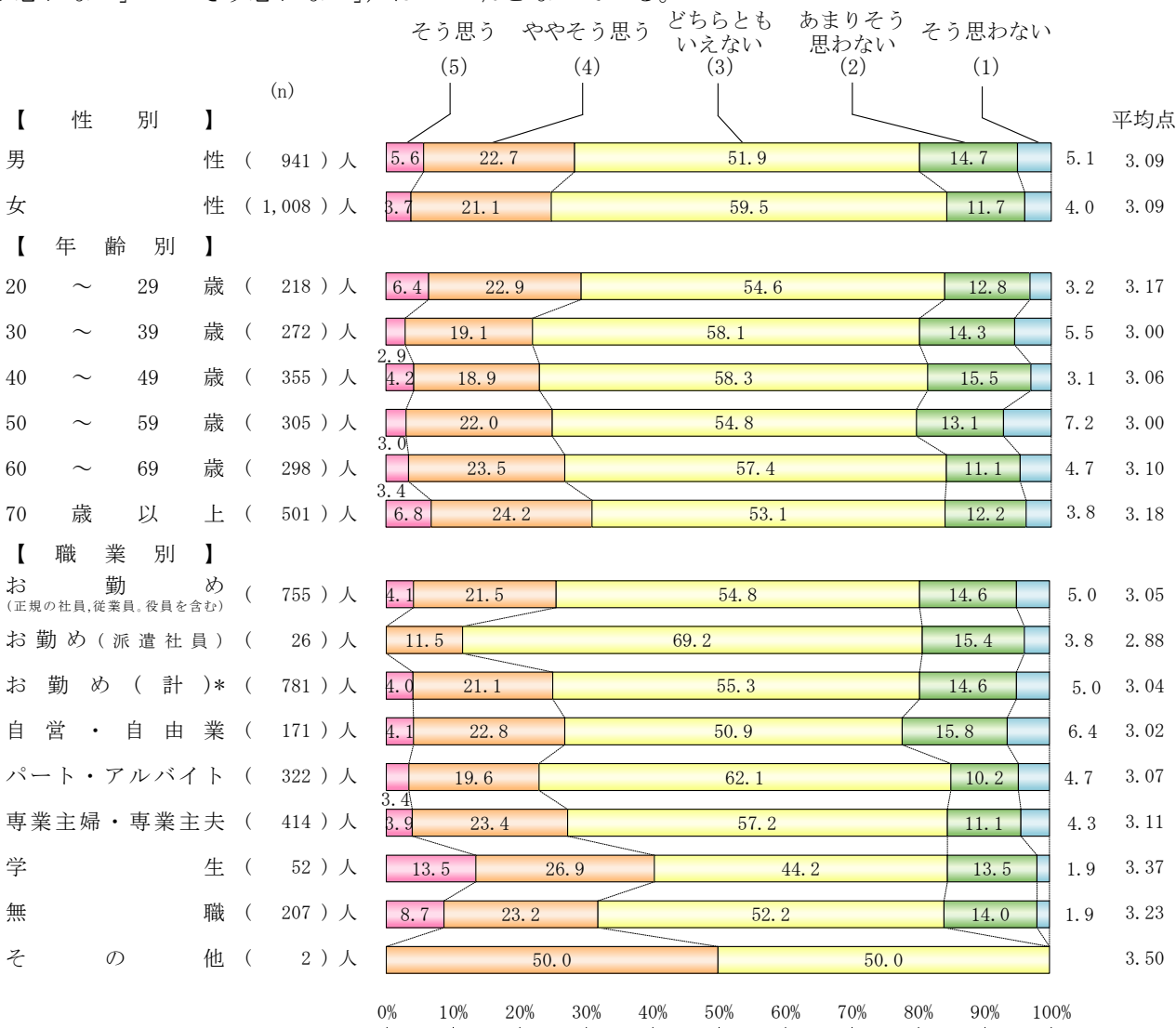
『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、60代が最も低くなっている。職業別では、学生が最も高くなっている。

Q 5 (d) 裁判の結果 (判断) が納得できるものになっている



\* 「裁判の結果 (判断) が納得できるものになっている」は、今回調査より「裁判の結果 (判断) がより納得できるものになった」から変更された。

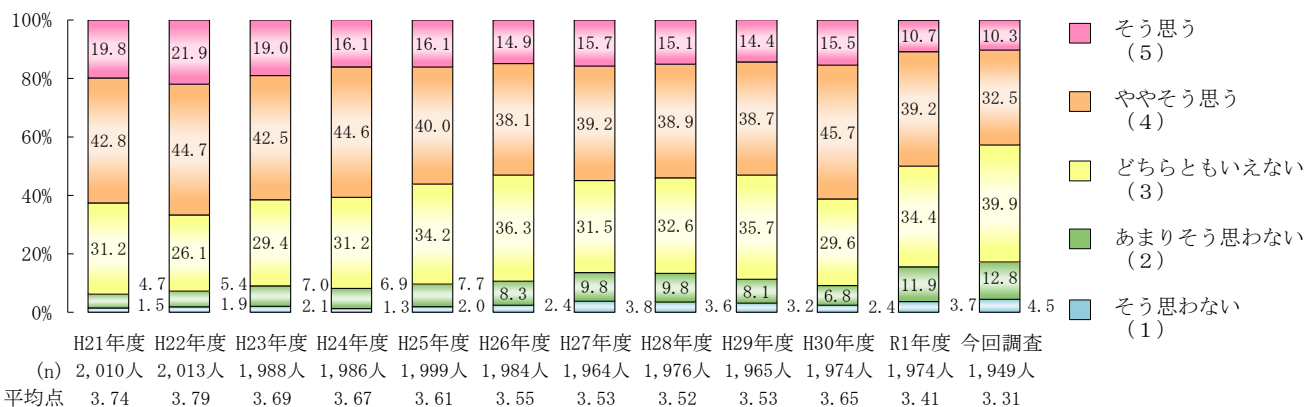
現在実施されている裁判員制度について、『裁判の結果 (判断) が納得できるものになっている』という印象では、『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」)は26.5%、『そう思わない』(「あまりそう思わない」+「そう思わない」)は17.6%となっている。



\*お勤め (計) は、「お勤め (正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め (派遣社員)」を合計したものである。

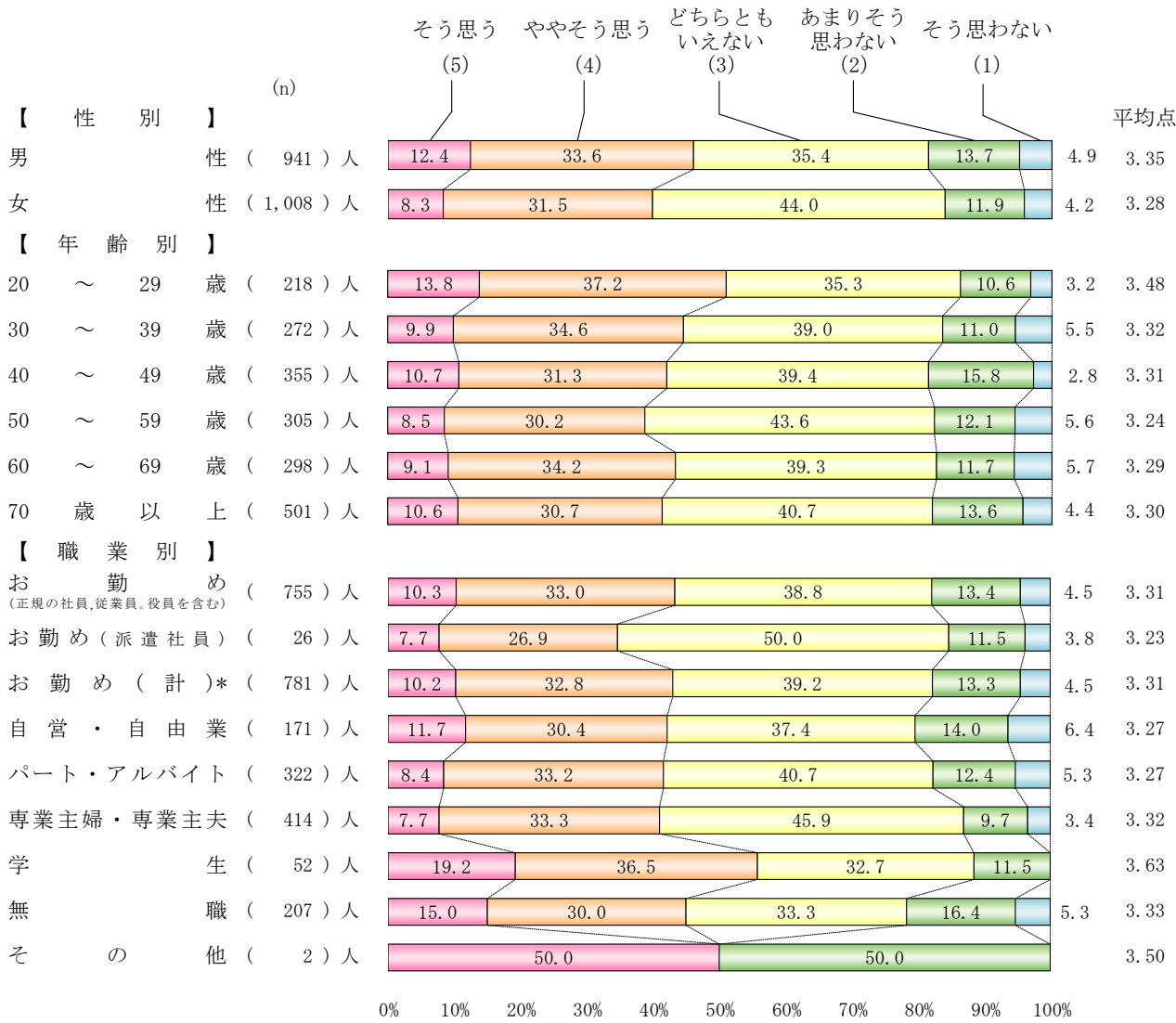
『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」)と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、70歳以上と20代が高くなっている。職業別では、学生が最も高くなっている。

Q 5 (e) 裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなっている



\* 「裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなっている」は、今回調査より「裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなった」から変更された。

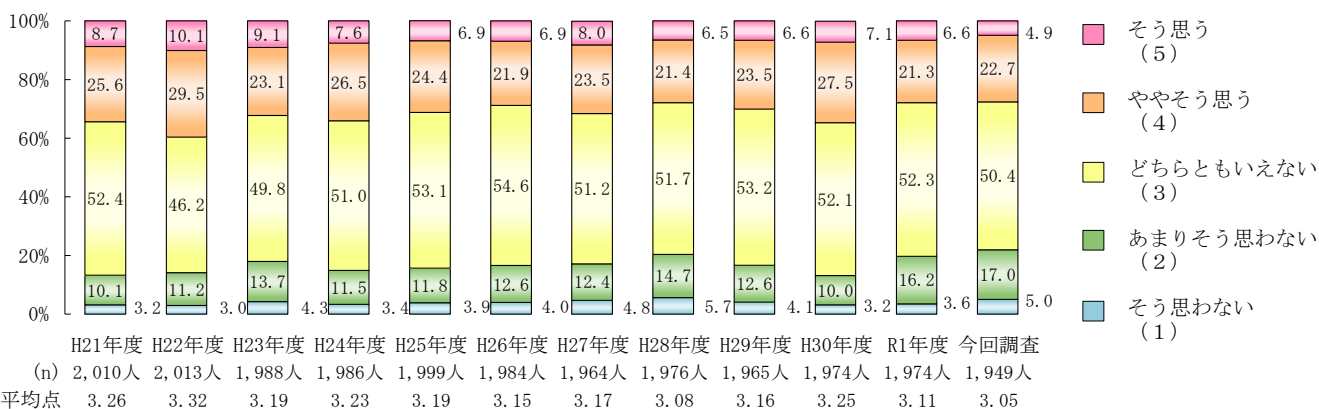
現在実施されている裁判員制度について、『裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなっている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は42.8%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は17.3%となっている。



\*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

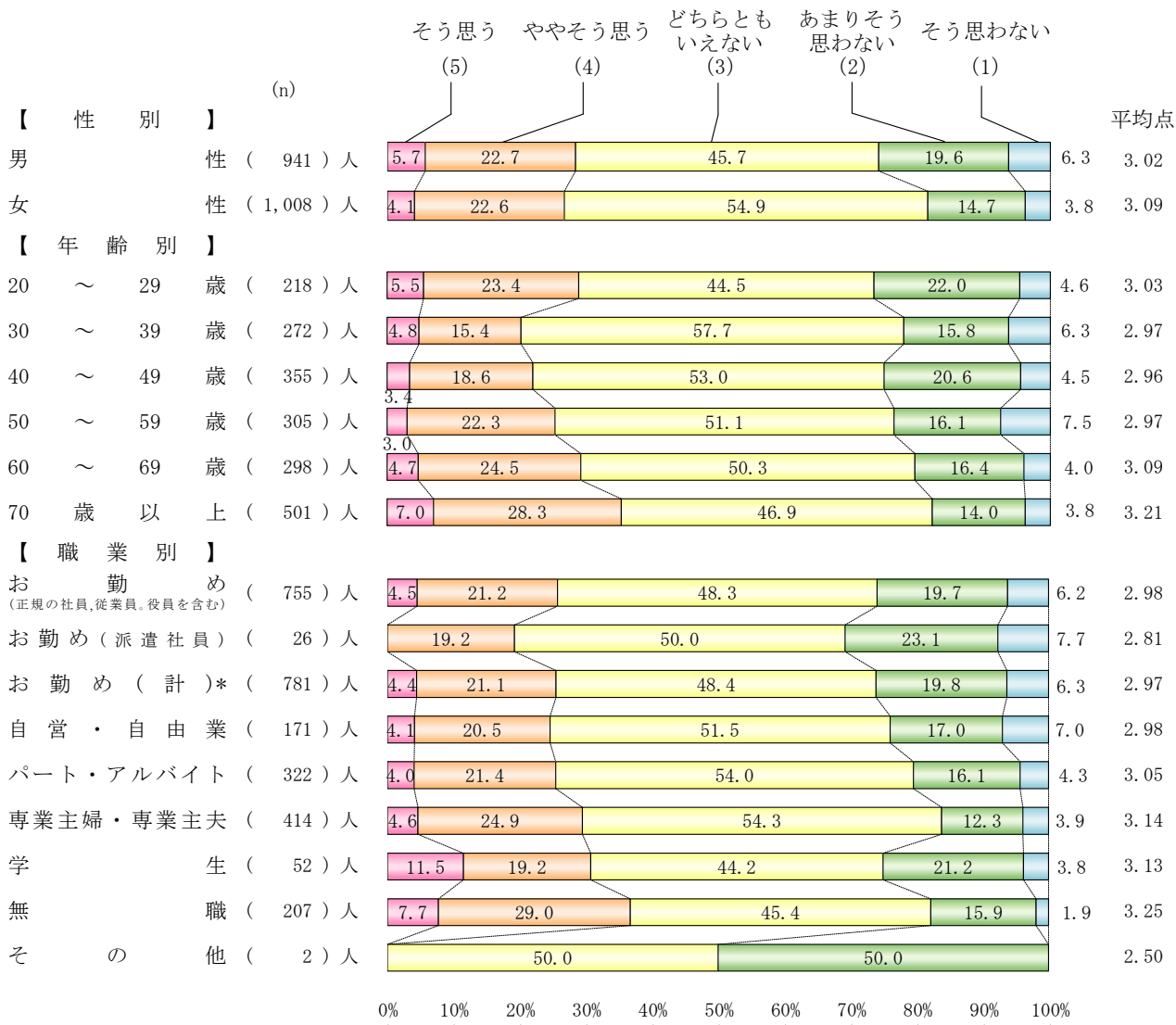
『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、男性が高くなっている。年齢別では、20代が最も高くなっている。職業別では、学生が最も高くなっている。

Q 5 (f) 事件の真相が解明されている



\* 「事件の真相が解明されている」は、今回調査より「事件の真相がより解明されている」から変更された。

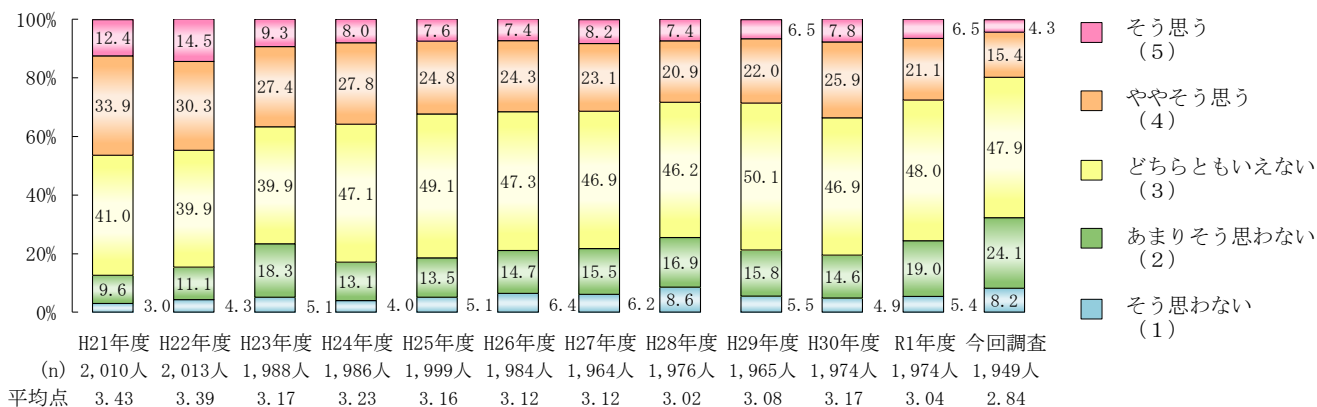
現在実施されている裁判員制度について、『事件の真相が解明されている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は27.6%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は22.0%となっている。



\*お勤め (計) は、「お勤め (正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め (派遣社員)」を合計したものである。

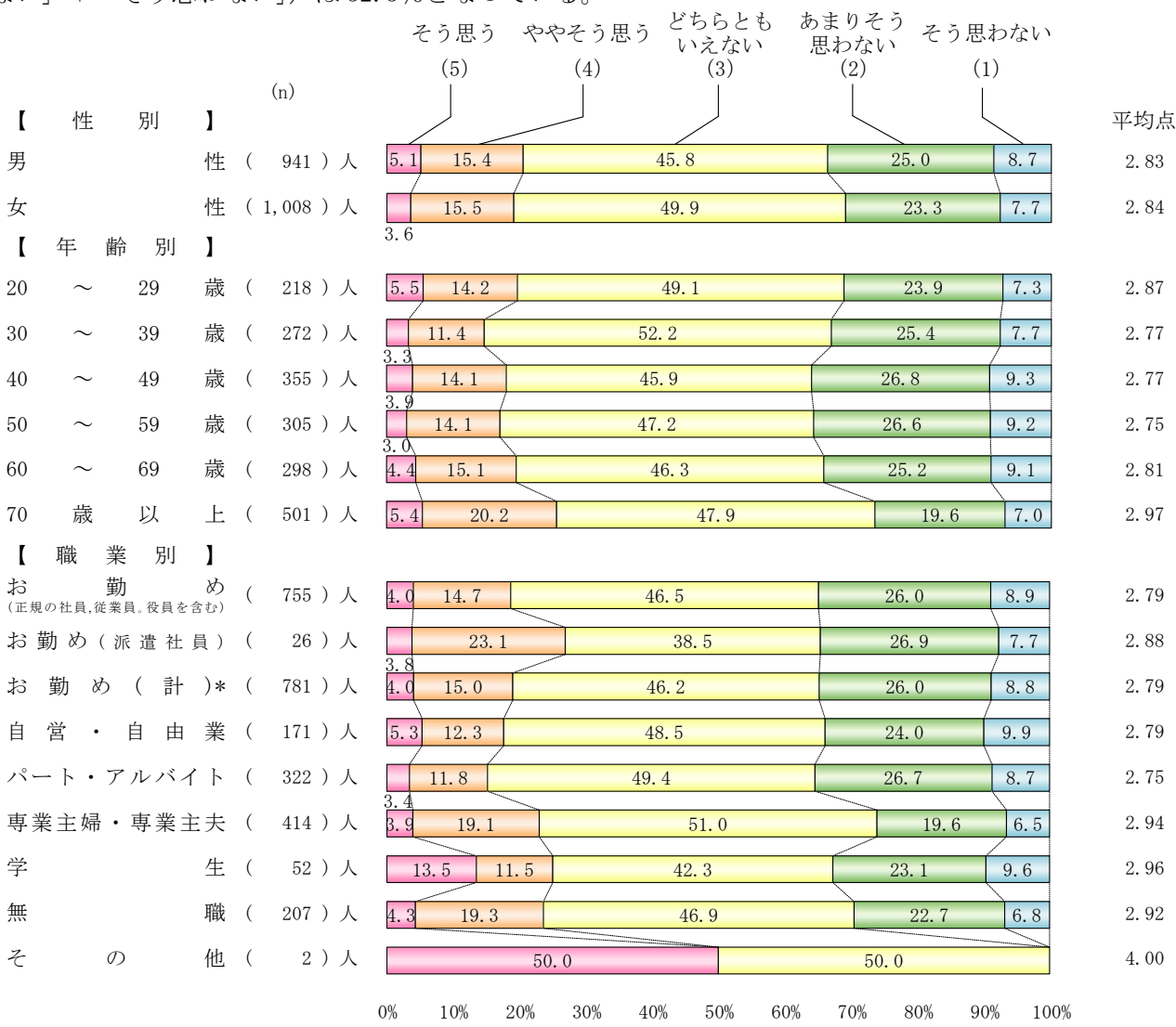
『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、70歳以上が最も高くなっている。職業別では、無職が最も高くなっている。

Q 5 (g) 裁判の手続や内容がわかりやすくなっている



\* 「裁判の手続や内容がわかりやすくなっている」は、今回調査より「裁判の手続や内容がわかりやすくなった」から変更された。

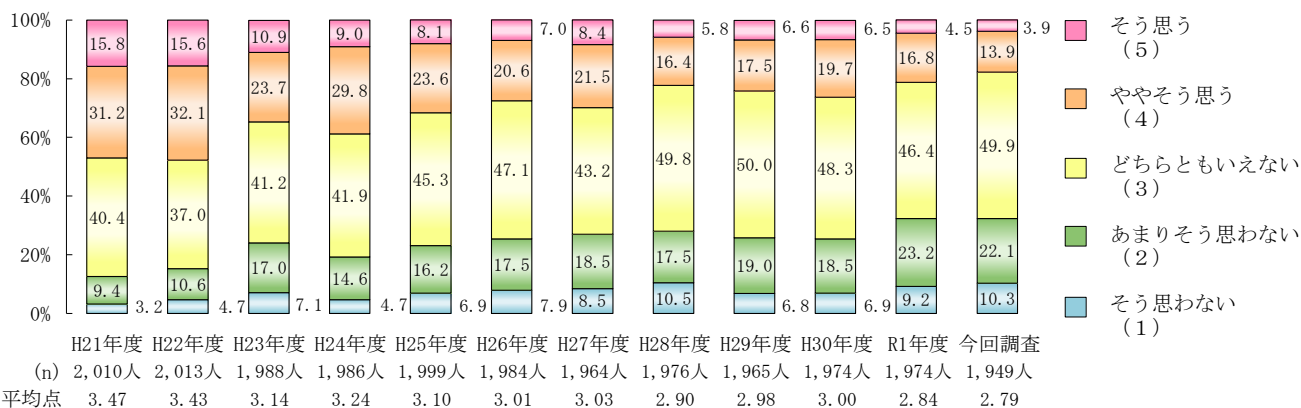
現在実施されている裁判員制度について、『裁判の手続や内容がわかりやすくなっている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は19.7%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は32.3%となっている。



\*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

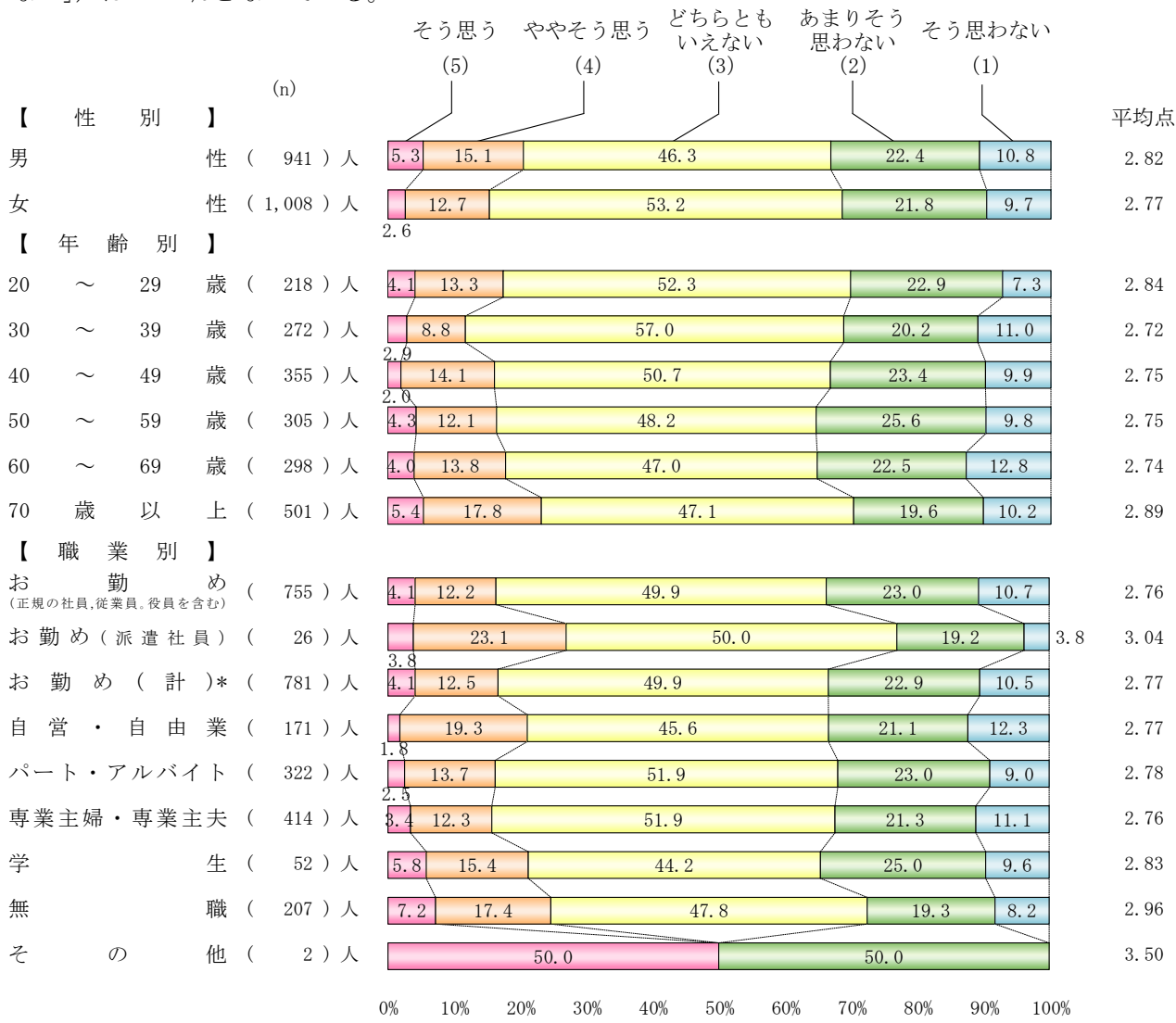
『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、30代が最も低くなっている。職業別では、パート・アルバイトが最も低くなっている。

Q 5 (h) 裁判が迅速になっている



\* 「裁判が迅速になっている」は、今回調査より「裁判が迅速になった」から変更された。

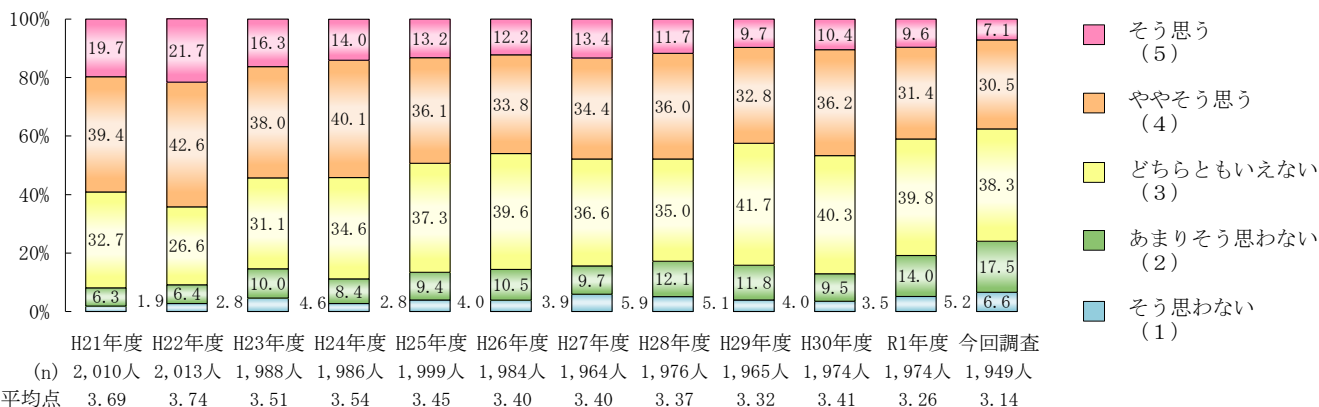
現在実施されている裁判員制度について、『裁判が迅速になっている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は17.8，『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は32.4%となっている。



\*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員, 従業員, 役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

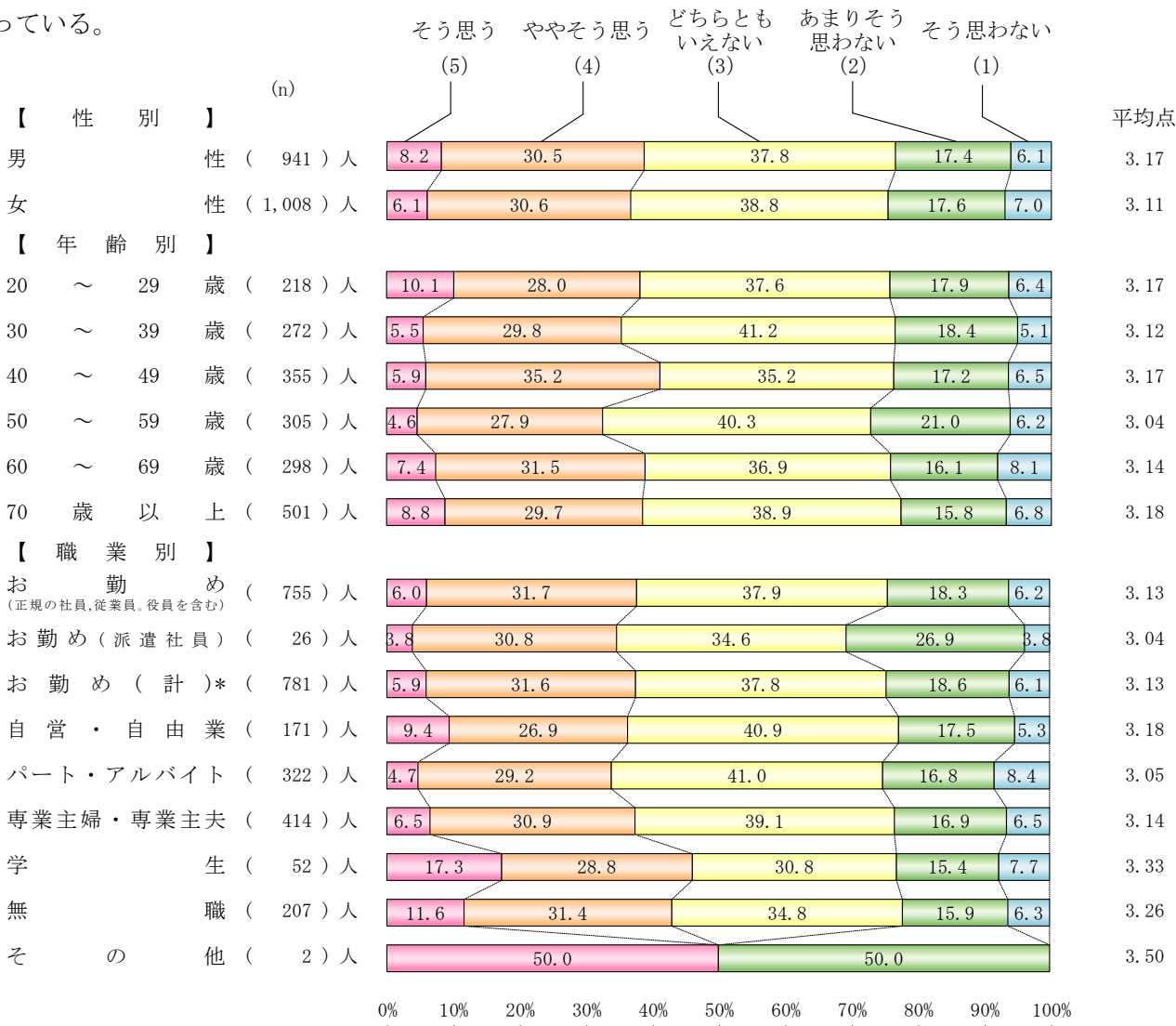
『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、男性が高くなっている。年齢別では、70歳以上が最も高くなっている。職業別では、お勤め（派遣社員）と無職が高くなっている。

Q5(i) 刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになっている



\* 「刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになっている」は、今回調査より「刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった」から変更された。

現在実施されている裁判員制度について、『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになっている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は37.6%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は24.1%となっている。



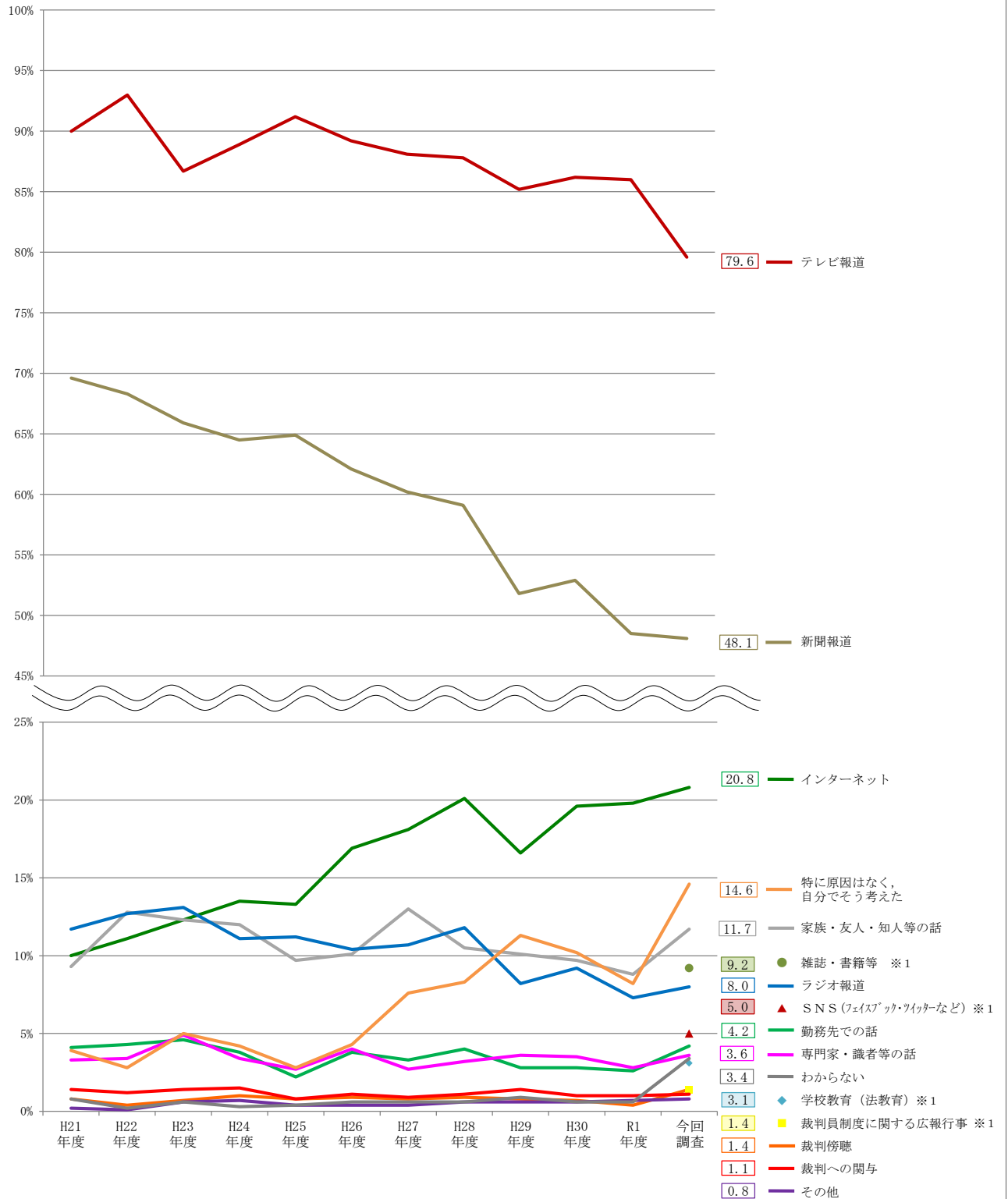
\*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、50代が最も低くなっている。職業別では、学生が最も高くなっている。



## 6 裁判員制度についてQ5の印象を持つことになった原因

Q6 あなたが前問のような印象を持つことになった原因は何ですか。当てはまるものを、次の中から全てあげてください。(M. A.)



※1 「雑誌・書籍等」「学校教育 (法教育)」「SNS (フェイスブック・ツイッターなど)」「裁判員制度に関する広報行事 (出張講義, 説明会, 親子見学会等)」は今回調査より新設された選択肢のため, 平成21年度~令和元年度調査時のデータは存在しない。

※2 「雑誌」「書籍等」は今回調査より「雑誌・書籍等」に統合されたため, 今回調査のデータは存在しない。

※3 各折れ線横の数値は今回調査の数値。令和元年度調査以前の数値は次頁を参照。

(n=1,949人, M.T.=212.6%)

現在実施されている裁判員制度についてQ5の印象を持つことになった原因を聞いたところ、「テレビ報道」が79.6%と最も高く、次いで「新聞報道」が48.1%であった。以下、「インターネット」(20.8%)、「特に原因はなく、自分でそう考えた」(14.6%)、「家族・友人・知人等の話」(11.7%)などとなっている。

|                                    | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度  | 今回調査  |
|------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 該当数 (n)                            | 2,010 | 2,013 | 1,988 | 1,986 | 1,999 | 1,984 | 1,964 | 1,976 | 1,965 | 1,974 | 1,974 | 1,949 |
| テレビ報道                              | 90.0  | 93.0  | 86.7  | 88.9  | 91.2  | 89.2  | 88.1  | 87.8  | 85.2  | 86.2  | 86.0  | 79.6  |
| 新聞報道                               | 69.6  | 68.3  | 65.9  | 64.5  | 64.9  | 62.1  | 60.2  | 59.1  | 51.8  | 52.9  | 48.5  | 48.1  |
| インターネット                            | 10.0  | 11.1  | 12.3  | 13.5  | 13.3  | 16.9  | 18.1  | 20.1  | 16.6  | 19.6  | 19.8  | 20.8  |
| 特に原因はなく、自分でそのように考えた                | 3.9   | 2.8   | 5.0   | 4.2   | 2.8   | 4.3   | 7.6   | 8.3   | 11.3  | 10.2  | 8.2   | 14.6  |
| 家族・友人・知人等の話                        | 9.3   | 12.8  | 12.3  | 12.0  | 9.7   | 10.1  | 13.0  | 10.5  | 10.1  | 9.7   | 8.8   | 11.7  |
| 雑誌・書籍等 ※1                          |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 9.2   |
| (雑誌) ※2                            | 8.3   | 9.2   | 8.1   | 7.4   | 7.6   | 7.4   | 7.8   | 9.0   | 5.8   | 5.5   | 4.7   |       |
| (書籍等) ※2                           | 2.5   | 3.7   | 3.6   | 3.7   | 3.2   | 2.8   | 3.6   | 4.3   | 3.2   | 2.6   | 3.1   |       |
| ラジオ報道                              | 11.7  | 12.7  | 13.1  | 11.1  | 11.2  | 10.4  | 10.7  | 11.8  | 8.2   | 9.2   | 7.3   | 8.0   |
| SNS (フェイスブック・ツイッターなど) ※1           |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 5.0   |
| 勤務先での話                             | 4.1   | 4.3   | 4.6   | 3.8   | 2.2   | 3.8   | 3.3   | 4.0   | 2.8   | 2.8   | 2.6   | 4.2   |
| 専門家・識者等の話                          | 3.3   | 3.4   | 4.9   | 3.4   | 2.7   | 4.0   | 2.7   | 3.2   | 3.6   | 3.5   | 2.8   | 3.6   |
| 学校教育 (法教育) ※1                      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 3.1   |
| 裁判傍聴                               | 0.8   | 0.4   | 0.7   | 1.0   | 0.8   | 0.9   | 0.8   | 0.9   | 0.8   | 0.7   | 0.4   | 1.4   |
| 裁判員制度に関する広報行事 (出張講義、説明会、親子見学会等) ※1 |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 1.4   |
| 裁判への関与                             | 1.4   | 1.2   | 1.4   | 1.5   | 0.8   | 1.1   | 0.9   | 1.1   | 1.4   | 1.0   | 1.0   | 1.1   |
| その他                                | 0.2   | 0.1   | 0.6   | 0.7   | 0.4   | 0.4   | 0.4   | 0.6   | 0.6   | 0.6   | 0.7   | 0.8   |
| わからない                              | 0.8   | 0.2   | 0.6   | 0.3   | 0.4   | 0.6   | 0.6   | 0.6   | 0.9   | 0.6   | 0.6   | 3.4   |

|                | 該当数 (n) | テレビ報道 | 新聞報道 | インターネット | 特に原因はなく、自分でそのように考えた | 家族・友人・知人等の話 | 雑誌・書籍等 ※1 | ラジオ報道 | SNS (フェイスブック・ツイッターなど) ※1 | 勤務先での話 | 専門家・識者等の話 | 学校教育 (法教育) | 裁判傍聴 | 裁判員制度に関する広報行事 (出張講義、説明会、親子見学会等) ※1 | 裁判への関与 | その他 | わからない | 回答計   |       |
|----------------|---------|-------|------|---------|---------------------|-------------|-----------|-------|--------------------------|--------|-----------|------------|------|------------------------------------|--------|-----|-------|-------|-------|
| TOTAL          | 1,949   | 79.6  | 48.1 | 20.8    | 14.6                | 11.7        | 9.2       | 8.0   | 5.0                      | 4.2    | 3.6       | 3.1        | 1.4  | 1.4                                | 1.1    | 0.8 | 3.4   | 212.6 |       |
| 【性別】           |         |       |      |         |                     |             |           |       |                          |        |           |            |      |                                    |        |     |       |       |       |
| 男              | 941     | 78.6  | 50.2 | 25.3    | 14.2                | 9.6         | 11.2      | 9.9   | 5.0                      | 5.3    | 4.1       | 4.3        | 1.4  | 1.9                                | 1.3    | 1.1 | 3.1   | 223.3 |       |
| 女              | 1,008   | 80.6  | 46.1 | 16.7    | 15.0                | 13.8        | 7.3       | 6.2   | 5.0                      | 3.1    | 3.1       | 2.1        | 1.4  | 1.0                                | 1.0    | 0.5 | 3.8   | 202.7 |       |
| 【年齢別】          |         |       |      |         |                     |             |           |       |                          |        |           |            |      |                                    |        |     |       |       |       |
| 20～29歳         | 218     | 66.5  | 17.0 | 29.4    | 13.3                | 11.5        | 5.5       | 0.9   | 14.7                     | 1.8    | 1.4       | 21.6       | 2.3  | 0.9                                | 0.5    | 1.4 | 5.0   | 188.5 |       |
| 30～39歳         | 272     | 77.6  | 27.2 | 27.9    | 15.8                | 6.6         | 5.5       | 2.9   | 7.7                      | 4.4    | 2.6       | 1.8        | -    | 0.7                                | 0.4    | 1.1 | 5.1   | 182.4 |       |
| 40～49歳         | 355     | 73.0  | 36.3 | 31.3    | 14.6                | 9.0         | 7.0       | 5.1   | 4.8                      | 5.9    | 2.3       | 0.8        | 2.0  | 1.1                                | 2.3    | 0.3 | 5.4   | 195.8 |       |
| 50～59歳         | 305     | 79.0  | 51.8 | 23.6    | 17.7                | 12.1        | 9.8       | 9.5   | 4.3                      | 7.2    | 2.6       | 0.3        | 1.0  | 1.6                                | 1.3    | 0.7 | 3.3   | 222.6 |       |
| 60～69歳         | 298     | 85.2  | 63.8 | 16.1    | 11.7                | 16.1        | 11.7      | 9.7   | 3.7                      | 4.0    | 4.0       | -          | 1.0  | 2.7                                | 1.3    | 0.3 | 1.3   | 231.5 |       |
| 70歳以上          | 501     | 88.2  | 69.7 | 7.0     | 14.4                | 13.8        | 12.4      | 13.8  | 0.6                      | 2.0    | 6.4       | 1.0        | 1.8  | 1.4                                | 0.8    | 1.0 | 1.8   | 234.1 |       |
| 【職業別】          |         |       |      |         |                     |             |           |       |                          |        |           |            |      |                                    |        |     |       |       |       |
| お勤め(正規の社員等) ※3 | 755     | 75.5  | 42.0 | 29.3    | 14.2                | 10.1        | 8.6       | 6.4   | 6.0                      | 7.7    | 3.3       | 3.0        | 1.2  | 1.9                                | 1.5    | 0.7 | 4.2   | 211.1 |       |
| お勤め(派遣社員)      | 26      | 61.5  | 30.8 | 11.5    | 34.6                | 3.8         | 11.5      | -     | -                        | -      | -         | -          | 3.8  | 7.7                                | -      | 3.8 | 7.7   | 169.2 |       |
| お勤め(計) ※4      | 781     | 75.0  | 41.6 | 28.7    | 14.9                | 9.9         | 8.7       | 6.1   | 5.8                      | 7.4    | 3.2       | 2.9        | 1.3  | 2.0                                | 1.4    | 0.8 | 4.4   | 209.7 |       |
| 自営・自由業         | 171     | 80.1  | 53.8 | 21.6    | 11.7                | 13.5        | 14.0      | 17.0  | 5.3                      | 3.5    | 2.9       | 1.2        | 1.2  | 1.2                                | 0.6    | 0.6 | 1.8   | 228.1 |       |
| パート・アルバイト      | 322     | 82.9  | 42.9 | 18.9    | 15.8                | 11.8        | 8.1       | 5.3   | 5.9                      | 2.5    | 3.4       | 1.9        | 1.6  | 0.3                                | 1.2    | 0.9 | 3.7   | 203.4 |       |
| 専業主婦・専業主夫      | 414     | 84.3  | 54.8 | 11.1    | 13.8                | 15.7        | 8.2       | 8.2   | 3.1                      | 0.7    | 4.1       | 1.4        | 1.0  | 1.2                                | 0.2    | -   | 3.4   | 208.0 |       |
| 学生             | 52      | 63.5  | 17.3 | 26.9    | 11.5                | 5.8         | 3.8       | -     | 17.3                     | -      | -         | -          | 38.5 | -                                  | -      | -   | 1.9   | 3.8   | 186.5 |
| 無職             | 207     | 86.5  | 70.0 | 11.1    | 16.4                | 10.6        | 12.1      | 13.0  | 1.0                      | 2.9    | 5.8       | 1.9        | 2.9  | 1.9                                | 2.4    | 1.9 | 1.0   | 240.6 |       |
| その他            | 2       | 50.0  | 50.0 | 50.0    | 50.0                | 50.0        | -         | -     | -                        | -      | -         | -          | -    | -                                  | -      | -   | -     | 250.0 |       |

- ※1 「雑誌・書籍等」「学校教育 (法教育)」「SNS (フェイスブック・ツイッターなど)」「裁判員制度に関する広報行事 (出張講義、説明会、親子見学会等)」は今回調査より新設された選択肢のため、平成21年度～令和元年度調査時のデータは存在しない。
- ※2 「雑誌」「書籍等」は今回調査より「雑誌・書籍等」に統合されたため、今回調査のデータは存在しない。
- ※3 「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」
- ※4 お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

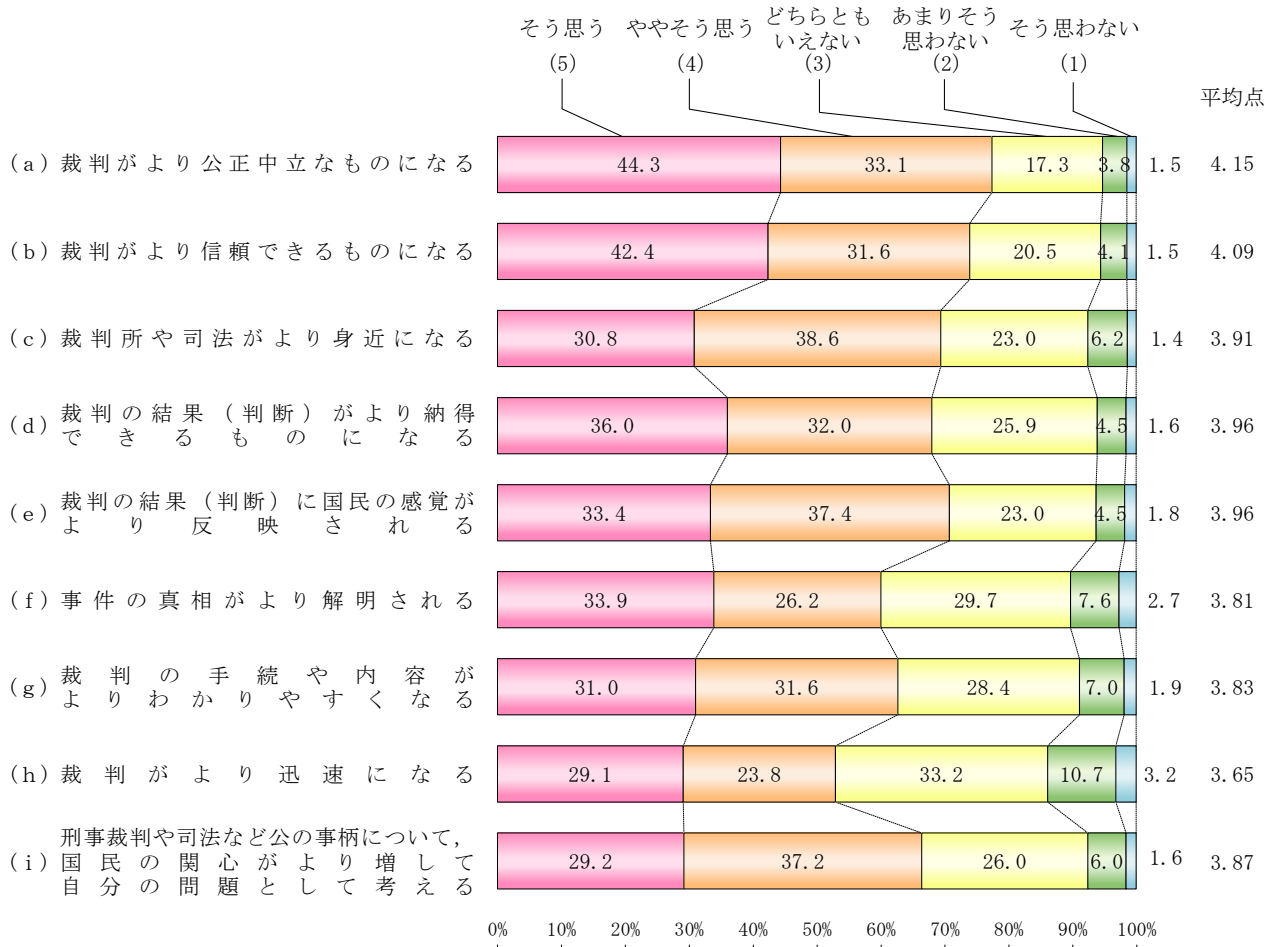
男女別では、「テレビ報道」と「新聞報道」は大きな差はみられないが、「インターネット」は男性が高くなっており、「家族・友人・知人等の話」は女性が高くなっている。

年齢別では、「テレビ報道」は20代が最も低くなっており、「新聞報道」は60代以上、「インターネット」は40代以下がそれぞれ高くなっている。

職業別では、「テレビ報道」は無職と専業主婦・専業主夫が高くなっており、「新聞報道」は無職がそれぞれ最も高くなっている。「インターネット」はお勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)と学生が高くなっている。

## 7 裁判員裁判に期待すること

Q7 あなたが、裁判員裁判に期待することは何ですか。次の(a)～(i)の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。



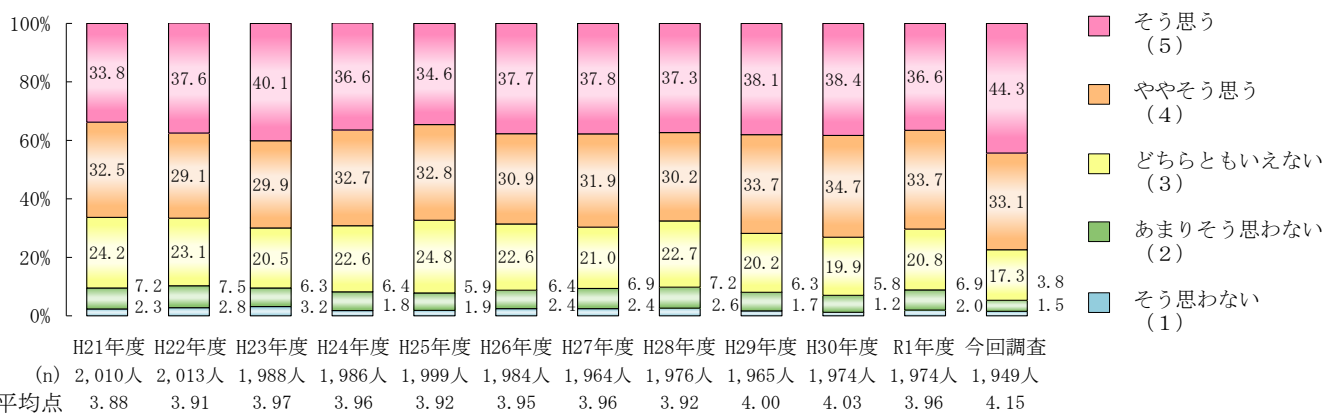
※平均点は「そう思う」5点、「ややそう思う」4点、「どちらともいえない」3点、「あまりそう思わない」2点、「そう思わない」1点でウエイト処理したものである。

裁判員裁判に期待することを、9項目の内容について聞いたところ、平均点が最も高かった項目は『裁判がより公正中立なものになる』(4.15点)となっており、以下、『裁判がより信頼できるものになる』(4.09点),『裁判の結果(判断)がより納得できるものになる』(3.96点),『裁判の結果(判断)に国民の感覚がより反映されやすくなる』(3.96点),『裁判所や司法がより身近になる』(3.91点),『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心がより増して自分の問題として考えるようになる』(3.87点),『裁判の手続や内容がよりわかりやすくなる』(3.83点),『事件の真相がより解明される』(3.81点),『裁判がより迅速になる』(3.65点)となっている。

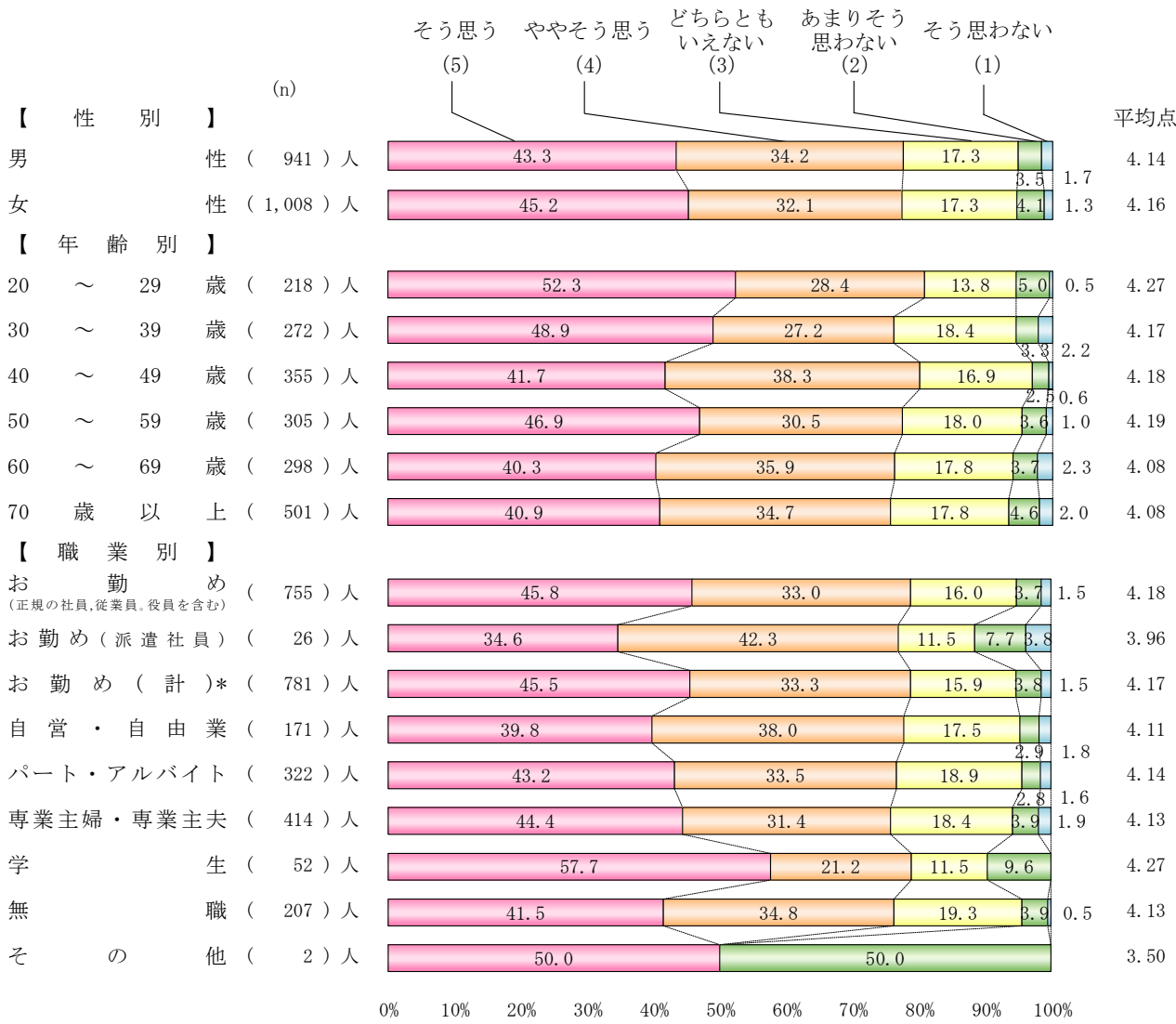
※今回調査より、質問文が変更された。

旧質問文は、「あなたが裁判員制度の実施により期待することは何ですか。」

Q 7 (a) 裁判がより公正中立なものになる



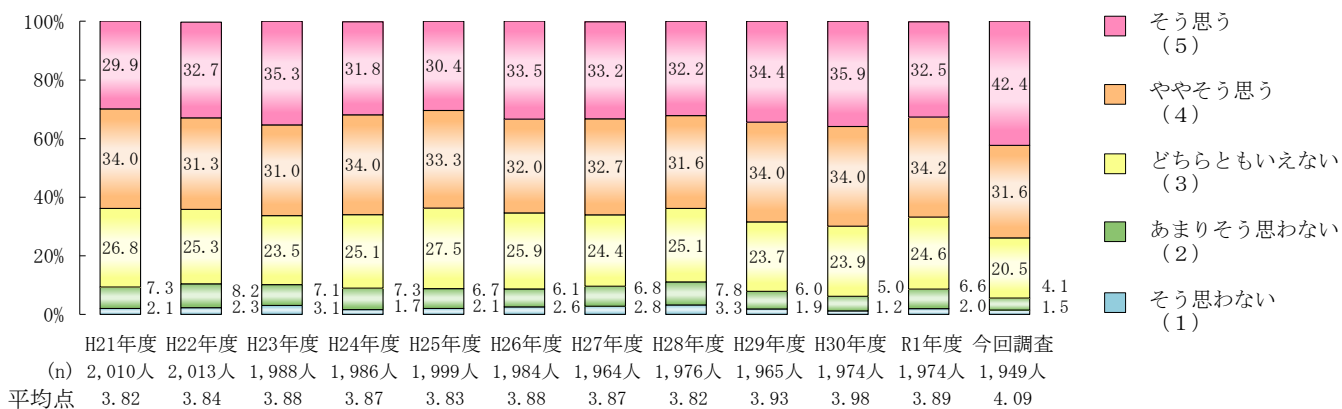
裁判員制度の実施により『裁判がより公正中立なものになる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は77.4%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は5.3%となっている。



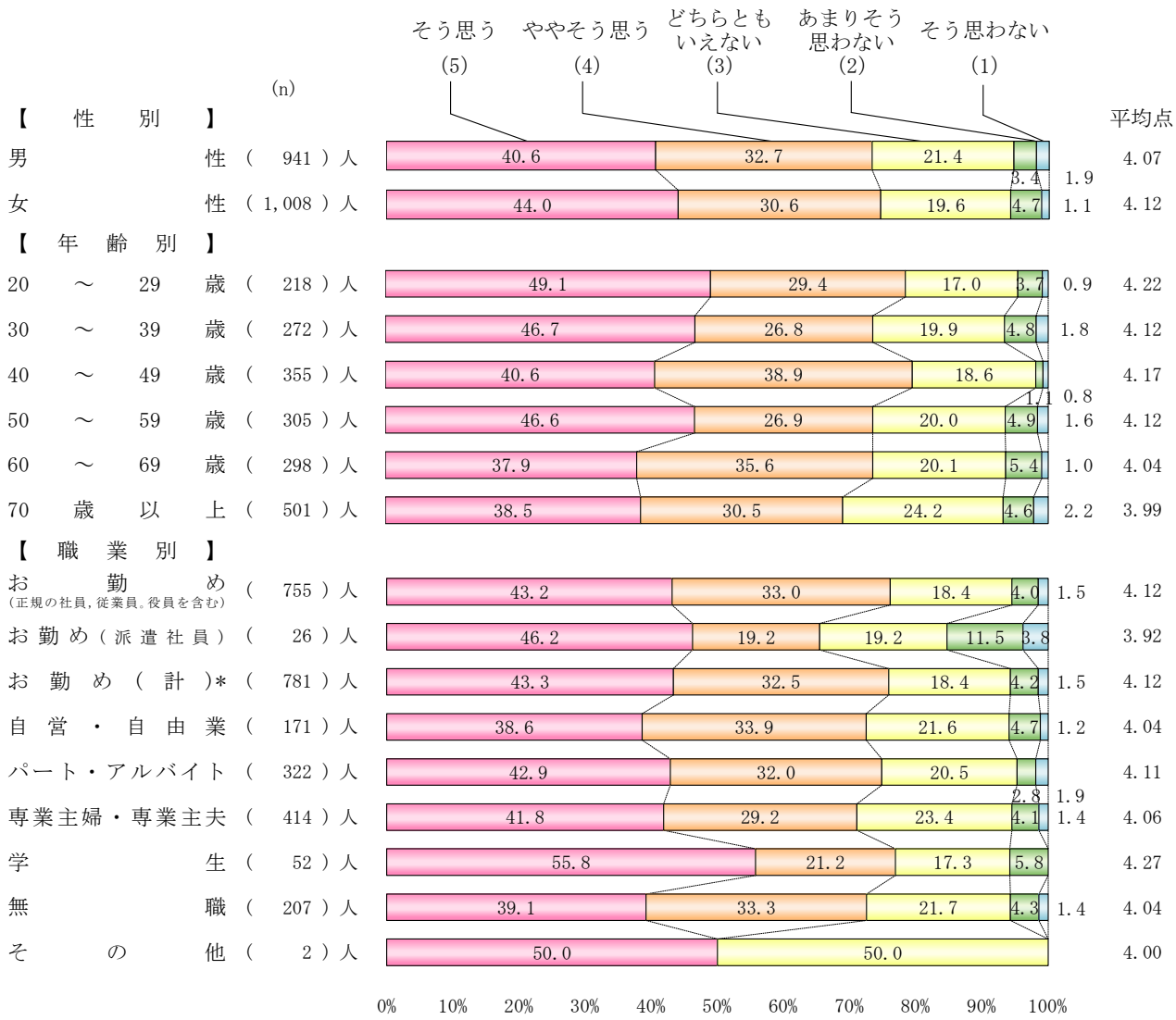
\*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別、年齢別、職業別では、大きな差はみられない。

Q 7 (b) 裁判がより信頼できるものになる



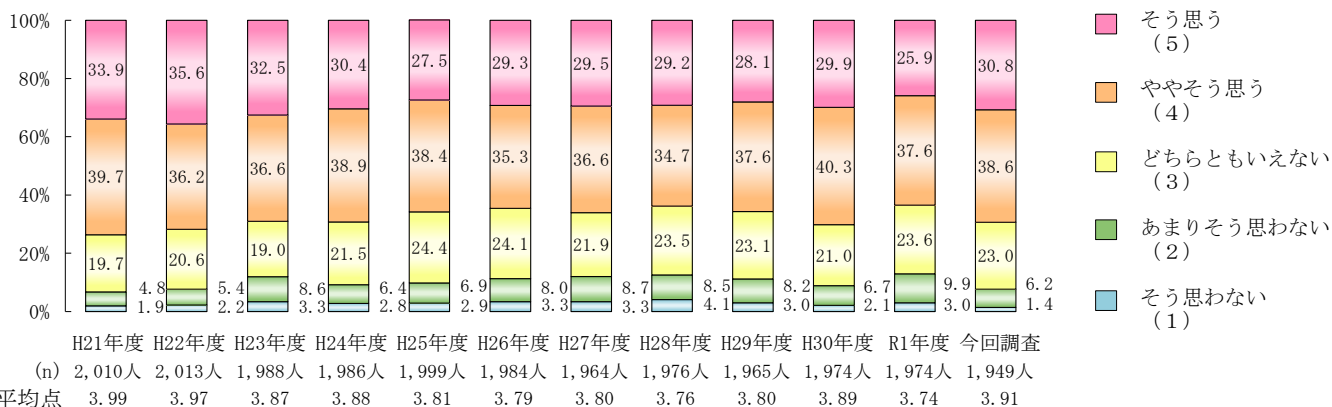
裁判員制度の実施により『裁判がより信頼できるものになる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は74.0%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は5.6%となっている。



\*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

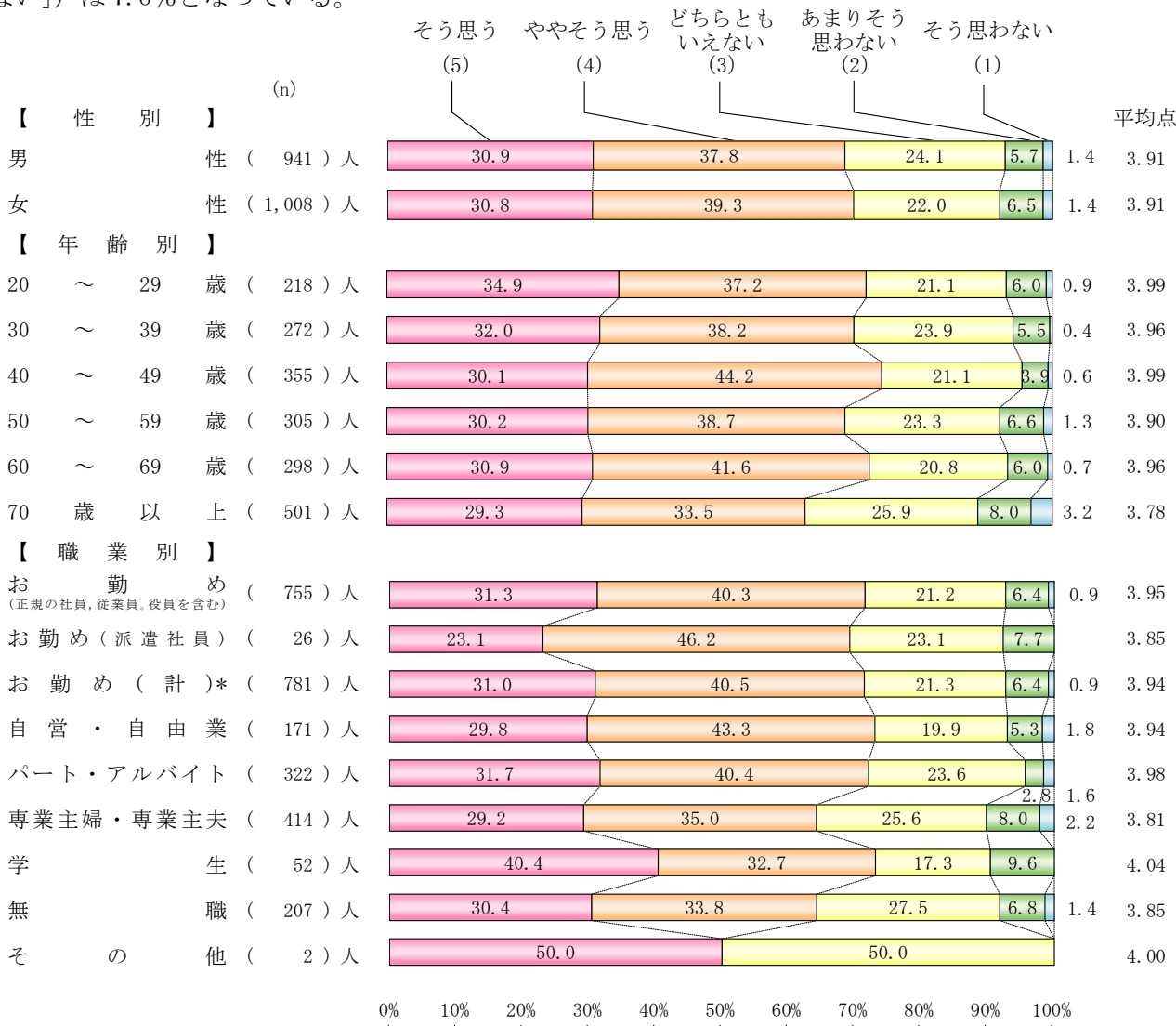
『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女では、大きな差はみられない。年齢別では、40代と20代が高くなっている。職業別では、お勤め（派遣社員）が最も低くなっている。

Q7(c) 裁判所や司法がより身近になる



\* 「裁判所や司法がより身近になる」は、今回調査より「裁判所や司法が身近になる」から変更された。

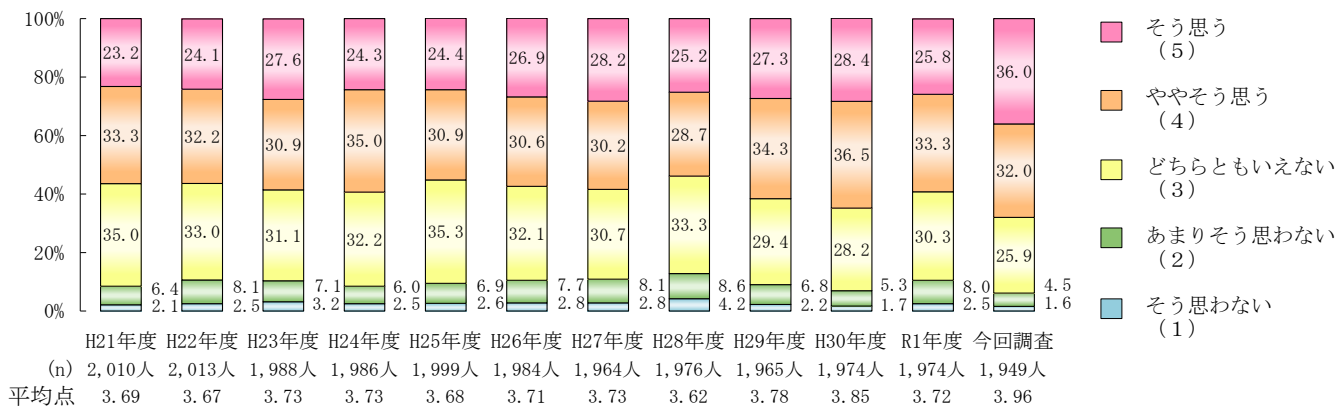
裁判員制度の実施により『裁判所や司法がより身近になる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は69.4%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は7.6%となっている。



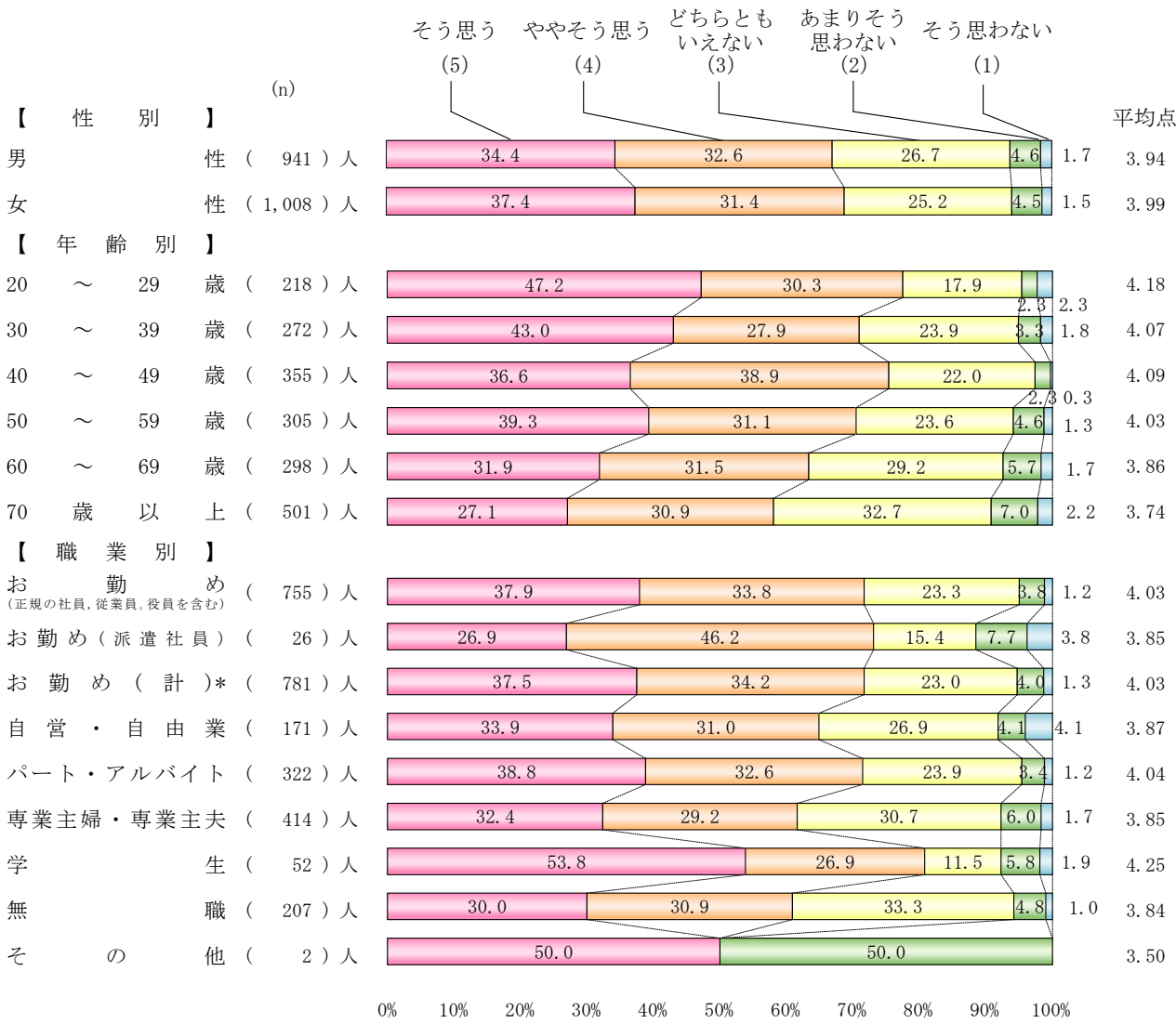
\*お勤め (計) は、「お勤め (正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め (派遣社員)」を合計したものである。

『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、40代が最も高くなっている。職業別では、専業主婦・専業主夫が最も低くなっている。

Q 7 (d) 裁判の結果（判断）がより納得できるものになる



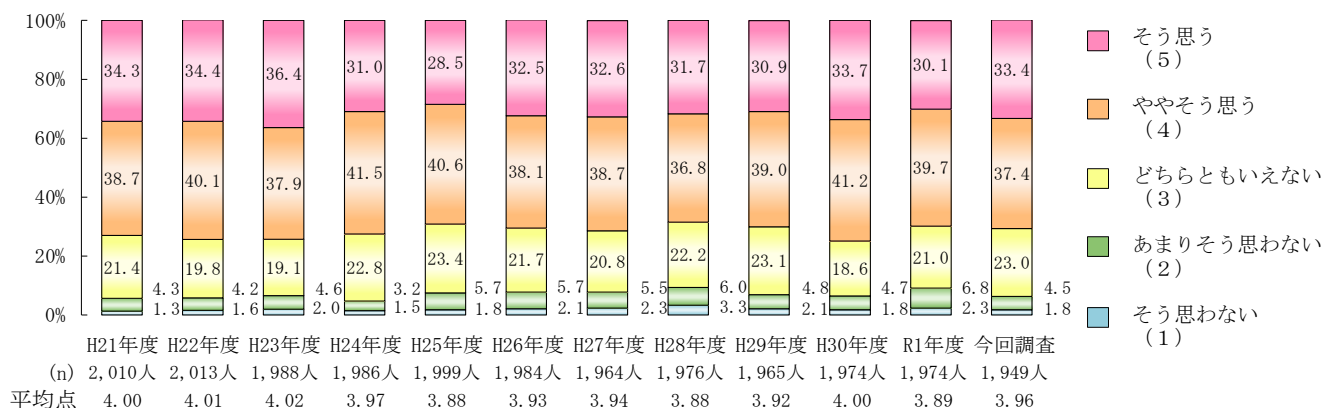
裁判員制度の実施により『裁判の結果（判断）がより納得できるものになる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は68.0%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は6.1%となっている。



\*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員, 従業員, 役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

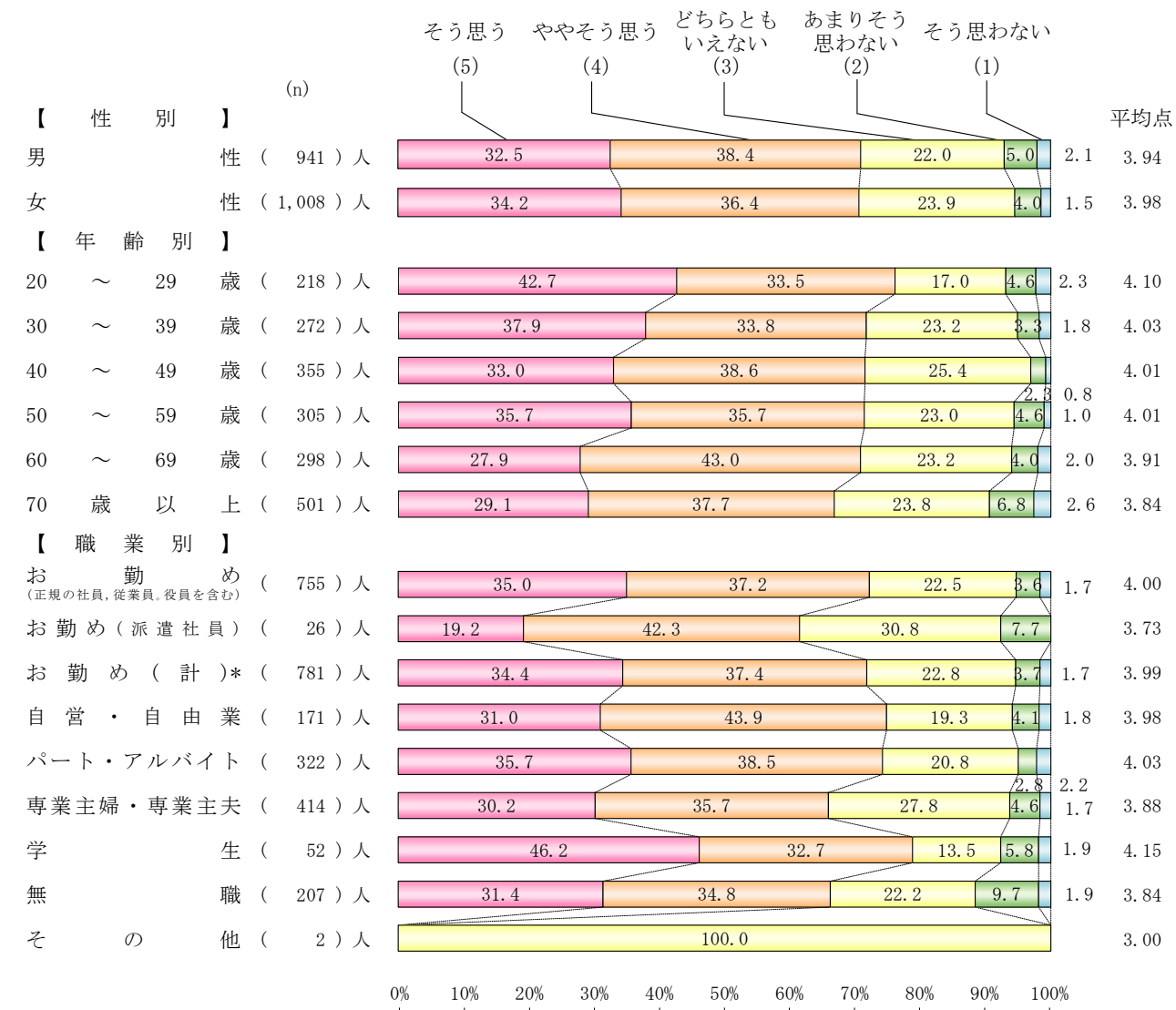
『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女では、大きな差はみられない。年齢別では、20代と40代が高くなっている。職業別では、学生が最も高くなっている。

Q 7 (e) 裁判の結果（判断）に国民の感覚がより反映されやすくなる



\* 「裁判の結果（判断）に国民の感覚がより反映されやすくなる」は、今回調査より「裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなる」から変更された。

裁判員制度の実施により『裁判の結果（判断）に国民の感覚がより反映されやすくなる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は70.8%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は6.3%となっている。

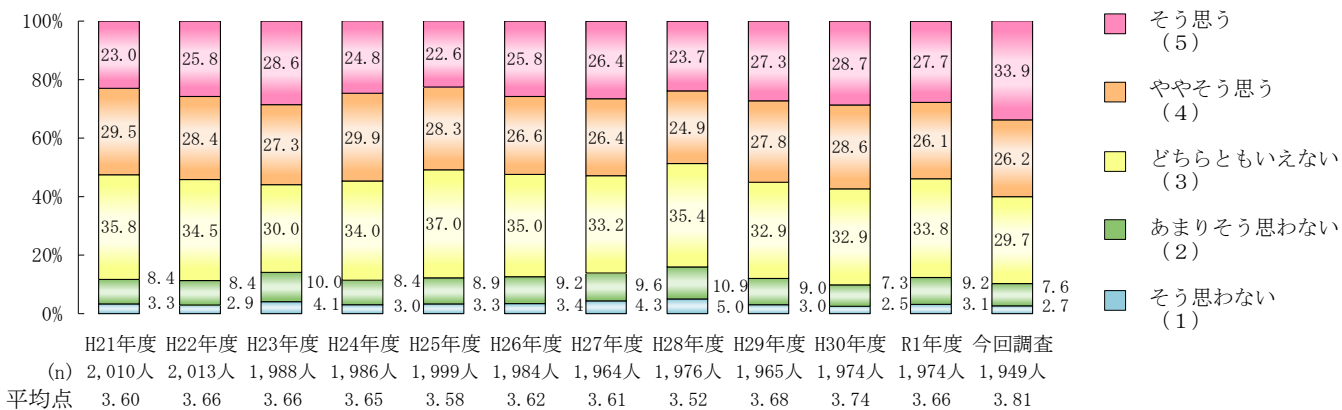


\*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

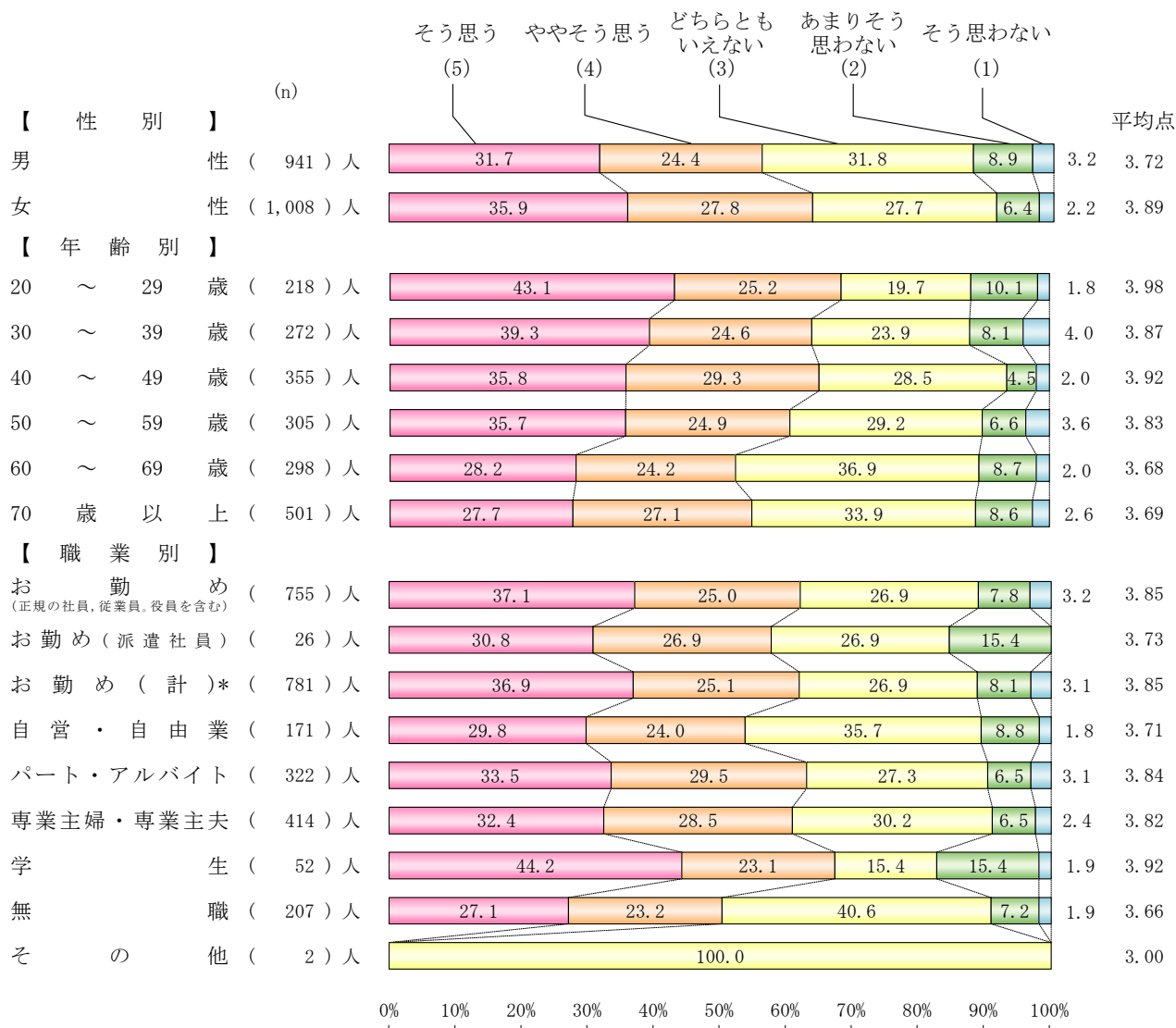
『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、70歳以上が最も低くなっている。職業別では、学生が最も高くなっている。



Q7(f) 事件の真相がより解明される



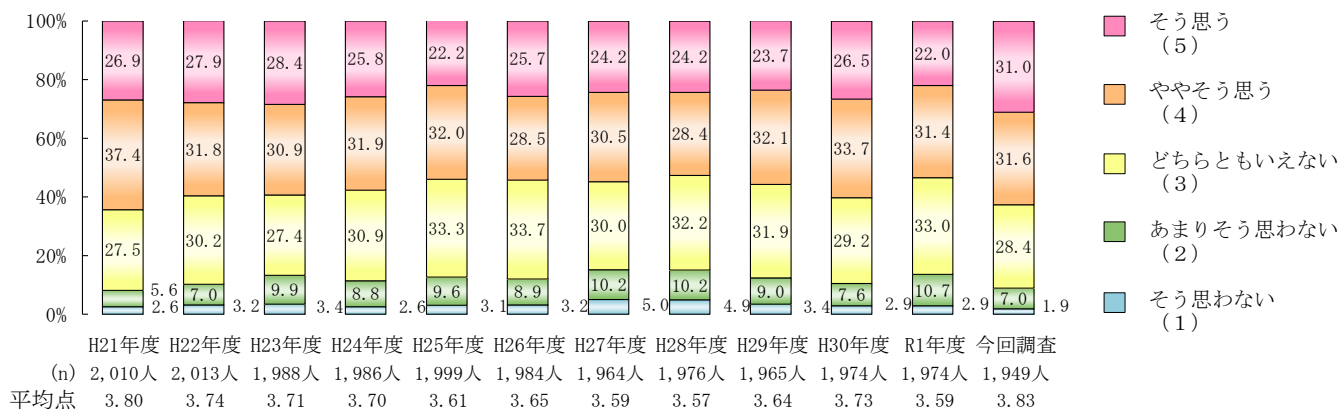
裁判員制度の実施により『事件の真相がより解明される』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は60.1%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は10.3%となっている。



\*お勤め (計) は、「お勤め (正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め (派遣社員)」を合計したものである。

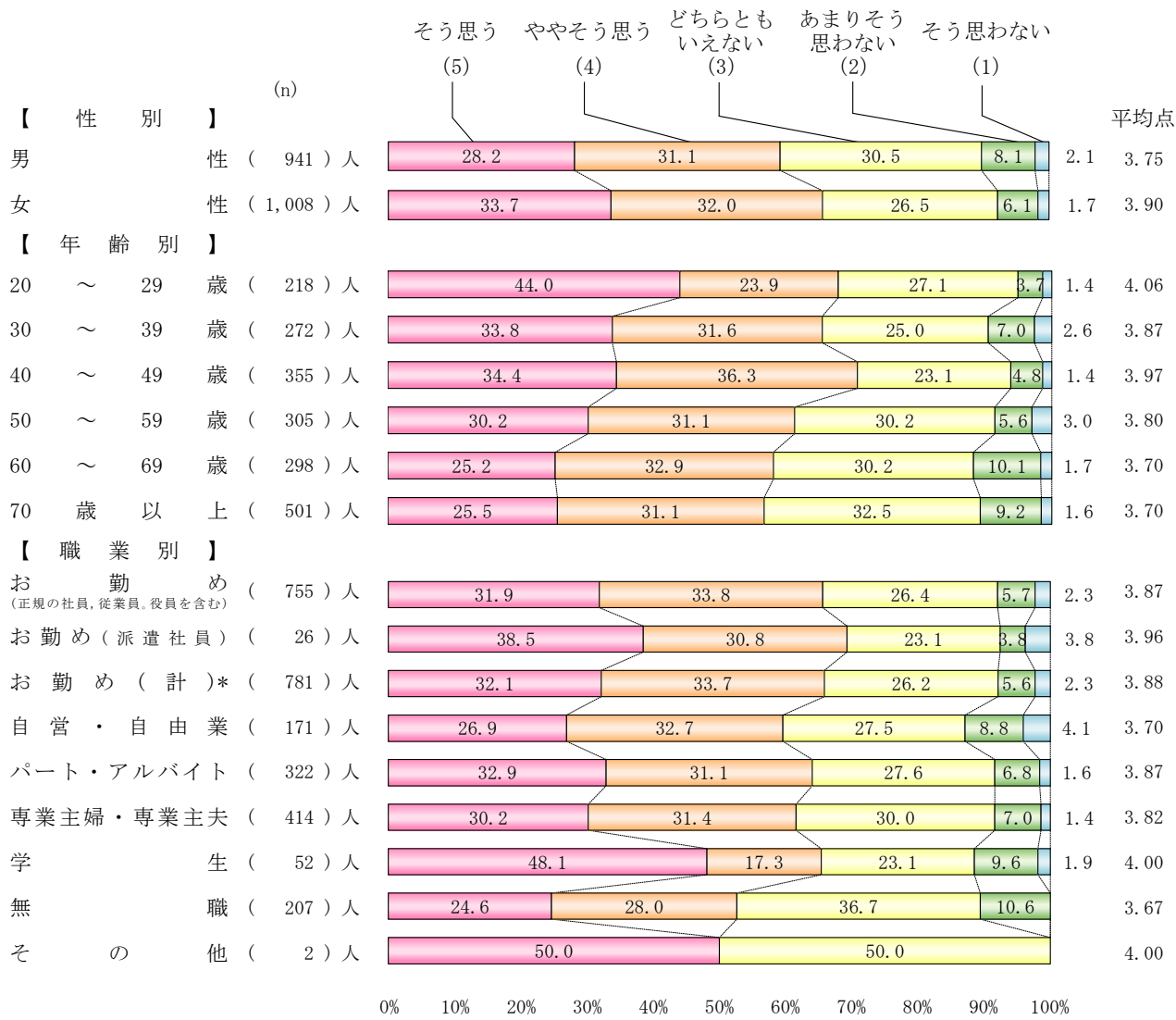
『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、女性が高くなっている。年齢別では、20代が最も高くなっている。職業別では、学生が最も高くなっている。

Q 7 (g) 裁判の手續や内容がよりわかりやすくなる



\* 「裁判の手續や内容がよりわかりやすくなる」は、今回調査より「裁判の手續や内容がわかりやすくなる」から変更された。

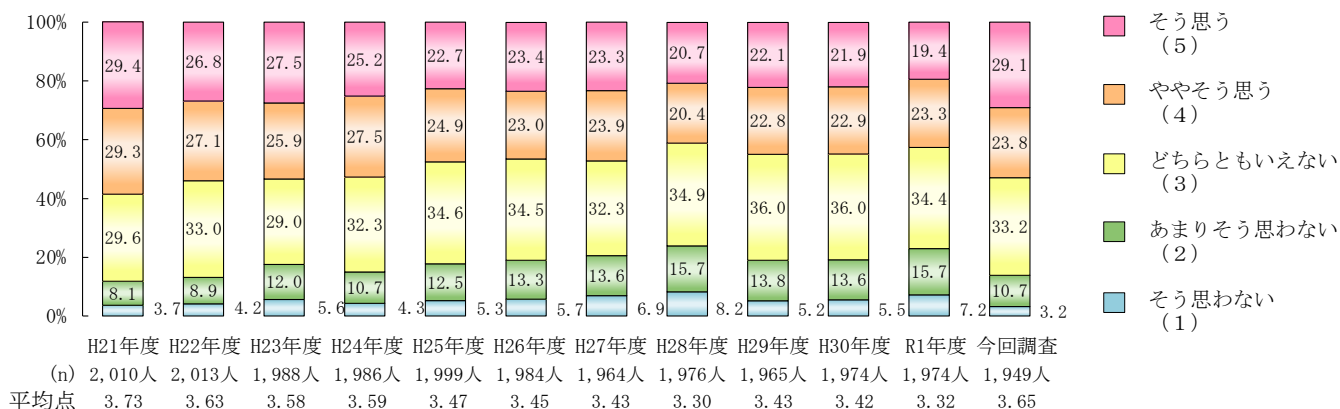
裁判員制度の実施により『裁判の手續や内容がよりわかりやすくなる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は62.6%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は8.9%となっている。



\*お勤め (計) は、「お勤め (正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め (派遣社員)」を合計したものである。

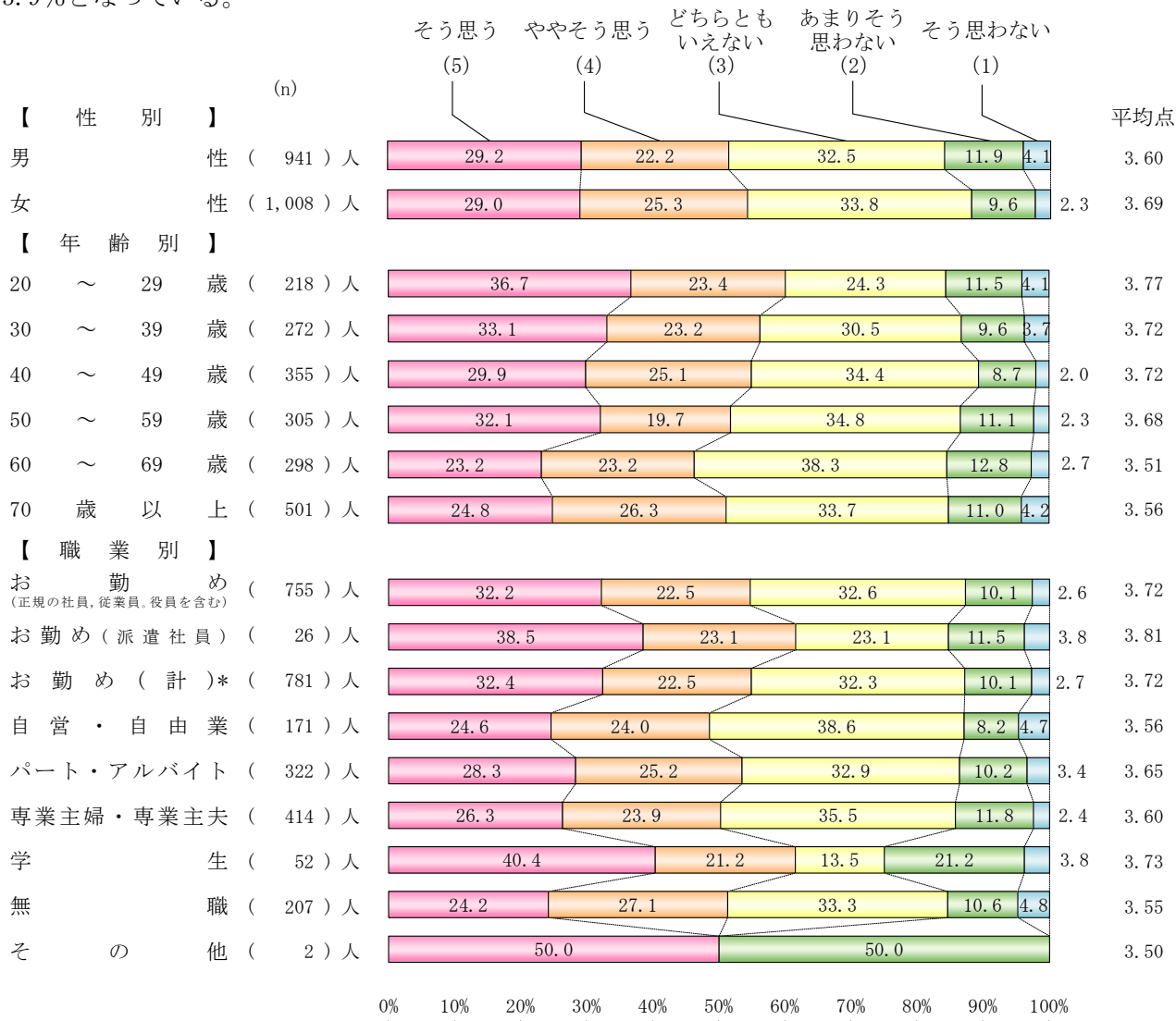
『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、女性が高くなっている。年齢別では、40代が最も高くなっている。職業別では、無職が最も低くなっている。

Q 7 (h) 裁判がより迅速になる



\* 「裁判がより迅速になる」は、今回調査より「裁判が迅速になる」から変更された。

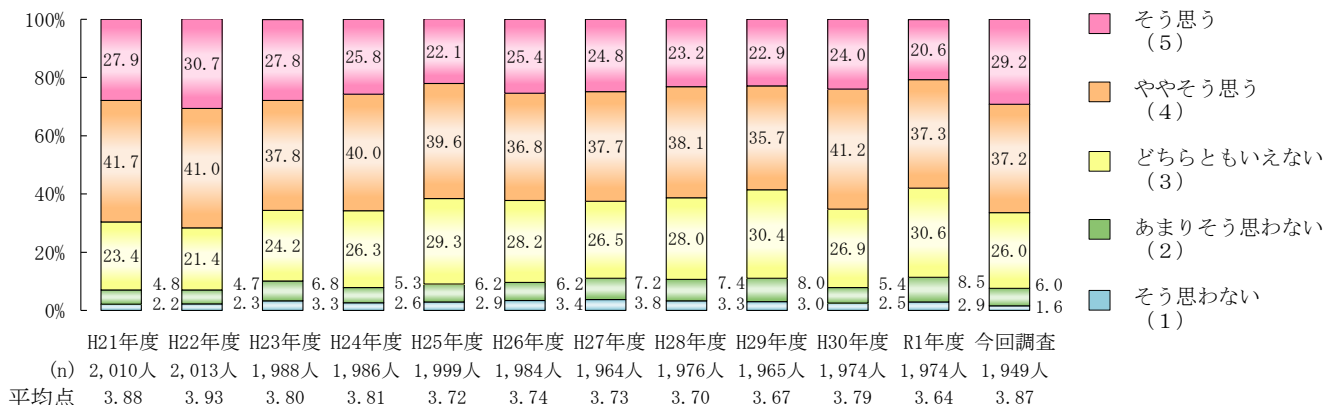
裁判員制度の実施により『裁判がより迅速になる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は52.9%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は13.9%となっている。



\*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員, 従業員, 役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

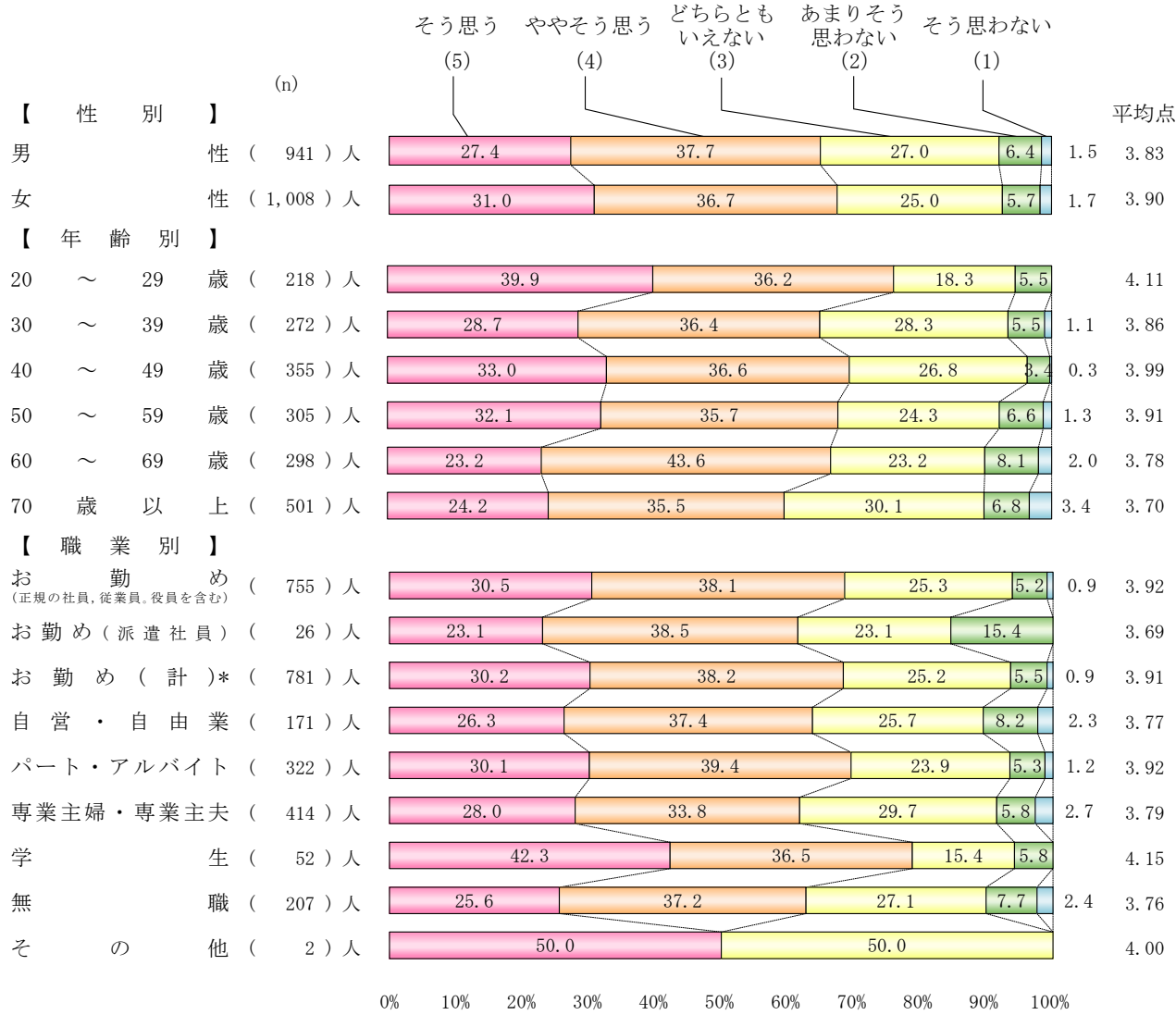
『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、20代が最も高くなっている。職業別では、お勤め（派遣社員）と学生が最も高くなっている。

Q7(i) 刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心がより増して自分の問題として考えるようになる



\* 「刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心がより増して自分の問題として考えるようになる」は、今回調査より「刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになる」から変更された。

裁判員制度の実施により『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心がより増して自分の問題として考えるようになる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は66.4%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は7.6%となっている。

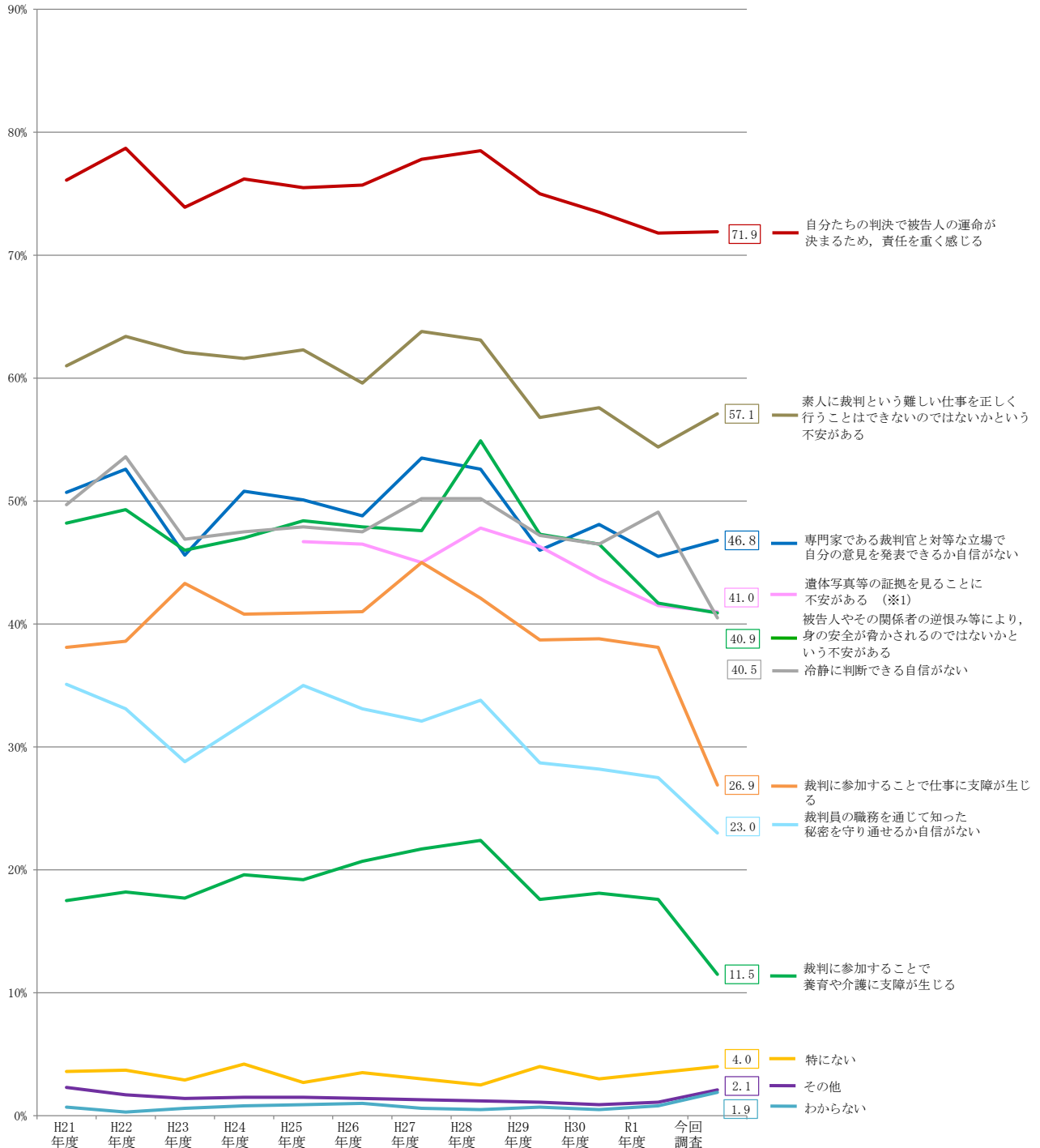


\*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、20代が最も高くなっている。職業別では、学生が最も高くなっている。

## 8 裁判員裁判に参加する場合の心配や支障となるもの

Q 8 Q 2 で裁判員裁判の実情について知っていることを伺いましたが、あなたが裁判員裁判に参加するとした場合、あなたにとって心配や支障となるものはどれですか。当てはまるものを、次の中からすべてあげてください。(M. A)



- ※ 1 「遺体写真等の証拠を見ることに不安がある」は平成 25 年度より新設された選択肢のため、平成 21～24 年度調査時のデータは存在しない。
- ※ 2 質問文が、平成 21 年度～令和元年度は「あなたが刑事裁判に参加するとした場合」であったが、今回調査より「あなたが裁判員裁判に参加するとした場合」に変更された。
- ※ 3 各折れ線横の数値は今回調査の数値。令和元年度調査以前の数値は次頁を参照。

(n=1,949 人, M. T. 365.7%)

裁判員裁判に参加するとした場合に心配や支障となるものとしては、「自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる」が71.9%と最も高く、以下、「素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある」(57.1%)、「専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない」(46.8%)、「遺体写真等の証拠を見ることに不安がある」(41.0%)、「被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかという不安がある」(40.9%)、「冷静に判断できる自信がない」(40.5%)、「裁判に参加することで仕事に支障が生じる」(26.9%)、「裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない」(23.0%)、「裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる」(11.5%)などとなっている。

|  | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度  | 今回調査  |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 該当数 (n)                                    | 2,010 | 2,013 | 1,988 | 1,986 | 1,999 | 1,984 | 1,964 | 1,976 | 1,965 | 1,974 | 1,974 | 1,949 |
| 自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる              | 76.1  | 78.7  | 73.9  | 76.2  | 75.5  | 75.7  | 77.8  | 78.5  | 75.0  | 73.5  | 71.8  | 71.9  |
| 素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある   | 61.0  | 63.4  | 62.1  | 61.6  | 62.3  | 59.6  | 63.8  | 63.1  | 56.8  | 57.6  | 54.4  | 57.1  |
| 専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない          | 50.7  | 52.6  | 45.6  | 50.8  | 50.1  | 48.8  | 53.5  | 52.6  | 46.0  | 48.1  | 45.5  | 46.8  |
| 遺体写真等の証拠を見ることに不安がある<br>(※)                 |       |       |       |       | 46.7  | 46.5  | 45.0  | 47.8  | 46.3  | 43.7  | 41.5  | 41.0  |
| 被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかという不安がある | 48.2  | 49.3  | 46.0  | 47.0  | 48.4  | 47.9  | 47.6  | 54.9  | 47.3  | 46.5  | 41.7  | 40.9  |
| 冷静に判断できる自信がない                              | 49.7  | 53.6  | 46.9  | 47.5  | 47.9  | 47.5  | 50.2  | 50.2  | 47.2  | 46.5  | 49.1  | 40.5  |
| 裁判に参加することで仕事に支障が生じる                        | 38.1  | 38.6  | 43.3  | 40.8  | 40.9  | 41.0  | 45.0  | 42.1  | 38.7  | 38.8  | 38.1  | 26.9  |
| 裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない                | 35.1  | 33.1  | 28.8  | 31.9  | 35.0  | 33.1  | 32.1  | 33.8  | 28.7  | 28.2  | 27.5  | 23.0  |
| 裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる                     | 17.5  | 18.2  | 17.7  | 19.6  | 19.2  | 20.7  | 21.7  | 22.4  | 17.6  | 18.1  | 17.6  | 11.5  |
| 特になし                                       | 3.6   | 3.7   | 2.9   | 4.2   | 2.7   | 3.5   | 3.0   | 2.5   | 4.0   | 3.0   | 3.5   | 4.0   |
| その他  | 2.3   | 1.7   | 1.4   | 1.5   | 1.5   | 1.4   | 1.3   | 1.2   | 1.1   | 0.9   | 1.1   | 2.1   |
| わからない                                      | 0.7   | 0.3   | 0.6   | 0.8   | 0.9   | 1.0   | 0.6   | 0.5   | 0.7   | 0.5   | 0.8   | 1.9   |

※1 「遺体写真等の証拠を見ることに不安がある」は平成25年度より新設された選択肢のため、平成21～24年度調査時のデータは存在しない。

※2 質問文が、平成21年度～令和元年度は「あなたが刑事裁判に参加するとした場合」であったが、今回調査より「あなたが裁判員裁判に参加するとした場合」に変更された。

|               | 該当数<br>(n) | 自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる | 素人に裁判という難しい仕事や正しく行うことはできないのではないかという不安がある | 専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない | 遺体写真等の証拠を見ることに不安がある | 被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかと不安がある | 冷静に判断できる自信がない | 裁判に参加することで仕事に支障が生じる | 裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない | 裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる | 特にな  | その他 | わからない | 回答計   |
|---------------|------------|-------------------------------|--|-----------------------------------|---------------------|--|---------------|---------------------|-----------------------------|------------------------|------|-----|-------|-------|
| TOTAL         | 1,949      | 71.9                          | 57.1                                     | 46.8                              | 41.0                | 40.9                                     | 40.5          | 26.9                | 23.0                        | 11.5                   | 4.0  | 2.1 | 1.9   | 365.7 |
| 【性別】          |            |                               |  |                                   |                     |  |               |                     |                             |                        |      |     |       |       |
| 男 性           | 941        | 65.7                          | 55.0                                     | 42.6                              | 31.2                | 39.2                                     | 36.0          | 31.0                | 23.6                        | 7.5                    | 5.7  | 1.9 | 1.9   | 339.6 |
| 女 性           | 1,008      | 77.7                          | 58.9                                     | 50.8                              | 50.2                | 42.5                                     | 44.6          | 23.0                | 22.5                        | 15.2                   | 2.4  | 2.3 | 2.0   | 390.1 |
| 【年齢別】         |            |                               |  |                                   |                     |  |               |                     |                             |                        |      |     |       |       |
| 20～29歳        | 218        | 69.3                          | 53.2                                     | 45.4                              | 35.3                | 39.4                                     | 31.7          | 26.1                | 16.1                        | 9.6                    | 6.0  | 0.5 | 1.8   | 332.6 |
| 30～39歳        | 272        | 69.5                          | 49.3                                     | 40.4                              | 38.2                | 38.2                                     | 30.1          | 29.8                | 17.3                        | 15.1                   | 2.9  | 1.1 | 1.8   | 332.0 |
| 40～49歳        | 355        | 66.5                          | 54.4                                     | 35.5                              | 38.6                | 43.1                                     | 36.9          | 37.5                | 22.5                        | 12.1                   | 4.5  | 1.1 | 0.8   | 352.7 |
| 50～59歳        | 305        | 72.5                          | 56.7                                     | 48.9                              | 40.3                | 46.6                                     | 41.3          | 42.3                | 26.2                        | 14.4                   | 2.0  | 2.0 | 1.6   | 393.1 |
| 60～69歳        | 298        | 77.5                          | 64.8                                     | 52.3                              | 48.0                | 45.6                                     | 47.0          | 23.8                | 27.5                        | 11.7                   | 1.7  | 2.0 | 2.0   | 402.0 |
| 70歳以上         | 501        | 74.5                          | 60.5                                     | 54.5                              | 43.1                | 35.1                                     | 48.1          | 10.6                | 25.0                        | 8.0                    | 6.0  | 4.2 | 3.0   | 369.5 |
| 【職業別】         |            |                               |  |                                   |                     |  |               |                     |                             |                        |      |     |       |       |
| お勤め(正規の社員等)*1 | 755        | 68.3                          | 55.5                                     | 42.5                              | 36.7                | 40.8                                     | 35.2          | 40.9                | 23.6                        | 10.3                   | 3.2  | 1.7 | 1.5   | 358.8 |
| お勤め(派遣社員)     | 26         | 69.2                          | 57.7                                     | 46.2                              | 26.9                | 26.9                                     | 19.2          | 26.9                | 15.4                        | 3.8                    | 7.7  | 3.8 | 7.7   | 303.8 |
| お勤め(計)*2      | 781        | 68.4                          | 55.6                                     | 42.6                              | 36.4                | 40.3                                     | 34.7          | 40.5                | 23.3                        | 10.1                   | 3.3  | 1.8 | 1.7   | 357.0 |
| 自営・自由業        | 171        | 64.3                          | 50.3                                     | 40.4                              | 37.4                | 34.5                                     | 34.5          | 41.5                | 26.3                        | 10.5                   | 6.4  | 1.2 | 1.2   | 347.4 |
| パート・アルバイト     | 322        | 74.2                          | 61.5                                     | 50.0                              | 47.8                | 44.1                                     | 43.8          | 23.6                | 21.7                        | 13.7                   | 2.5  | 1.6 | 1.6   | 384.5 |
| 専業主婦・専業主夫     | 414        | 78.5                          | 61.1                                     | 51.9                              | 51.2                | 43.7                                     | 51.4          | 8.2                 | 22.9                        | 14.7                   | 3.4  | 2.9 | 2.7   | 390.1 |
| 学生            | 52         | 73.1                          | 42.3                                     | 48.1                              | 28.8                | 30.8                                     | 34.6          | 13.5                | 9.6                         | -                      | 7.7  | -   | 1.9   | 288.5 |
| 無職            | 207        | 74.4                          | 57.0                                     | 53.1                              | 34.3                | 40.1                                     | 42.0          | 9.2                 | 25.1                        | 10.6                   | 6.8  | 3.9 | 2.9   | 356.5 |
| その他           | 2          | 50.0                          | 50.0                                     | -                                 | -                   | 50.0                                     | -             | 50.0                | -                           | -                      | 50.0 | -   | -     | 250.0 |

\*1 「お勤め(正規の社員、従業員。役員を含む)」 \*2 お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員。役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

男女別では、上位6項目及び「裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる」は、いずれも女性が高くなっている。「裁判に参加することで仕事に支障が生じる」は、男性が高くなっている。

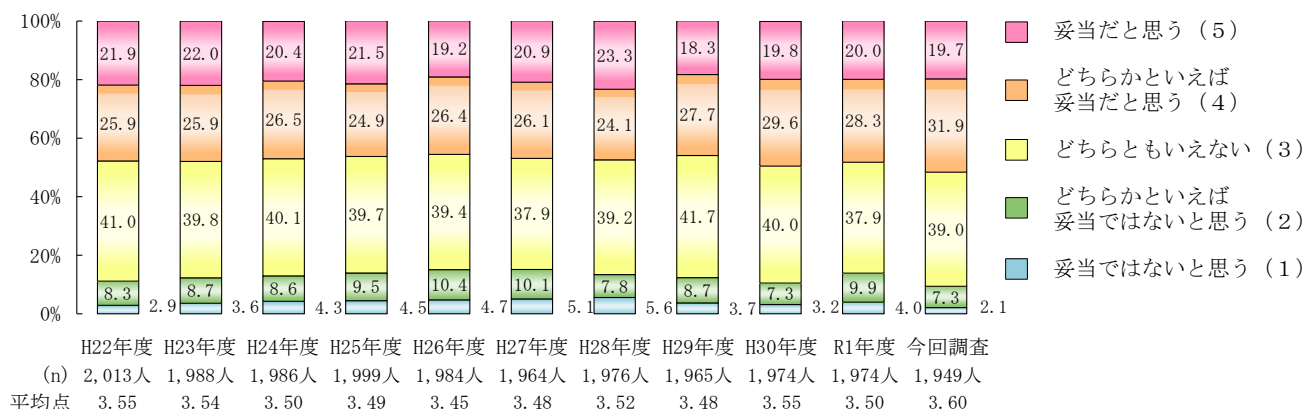
年齢別では、「素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある」、「遺体写真等の証拠を見ることに不安がある」は、いずれも60代以上が高くなっている。「裁判に参加することで仕事に支障が生じる」は、40代と50代が高くなっている。

職業別では、「自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる」、「冷静に判断できる自信がない」、「遺体写真等の証拠を見ることに不安がある」は、いずれも専業主婦・専業主夫が最も高くなっている。「裁判に参加することで仕事に支障が生じる」は、お勤め(正規の社員、従業員。役員を含む)と自営・自由業が高くなっている。

## 9-1 裁判員裁判の傾向について(執行猶予付判決における保護観察の割合)

【資料1-1】 刑事裁判で刑の執行を猶予する場合には、被告人を保護観察に付すことができます。保護観察とは、保護観察所による指導監督を受けることを義務づけ、更生を図る制度です。これまでの執行猶予判決の中で保護観察が付された割合を見ると、裁判官のみの裁判では32.1%であるのに対し、裁判員裁判では54.6%となっています。

Q 9 (小問1) このような傾向について、あなたはどのように思いますか。

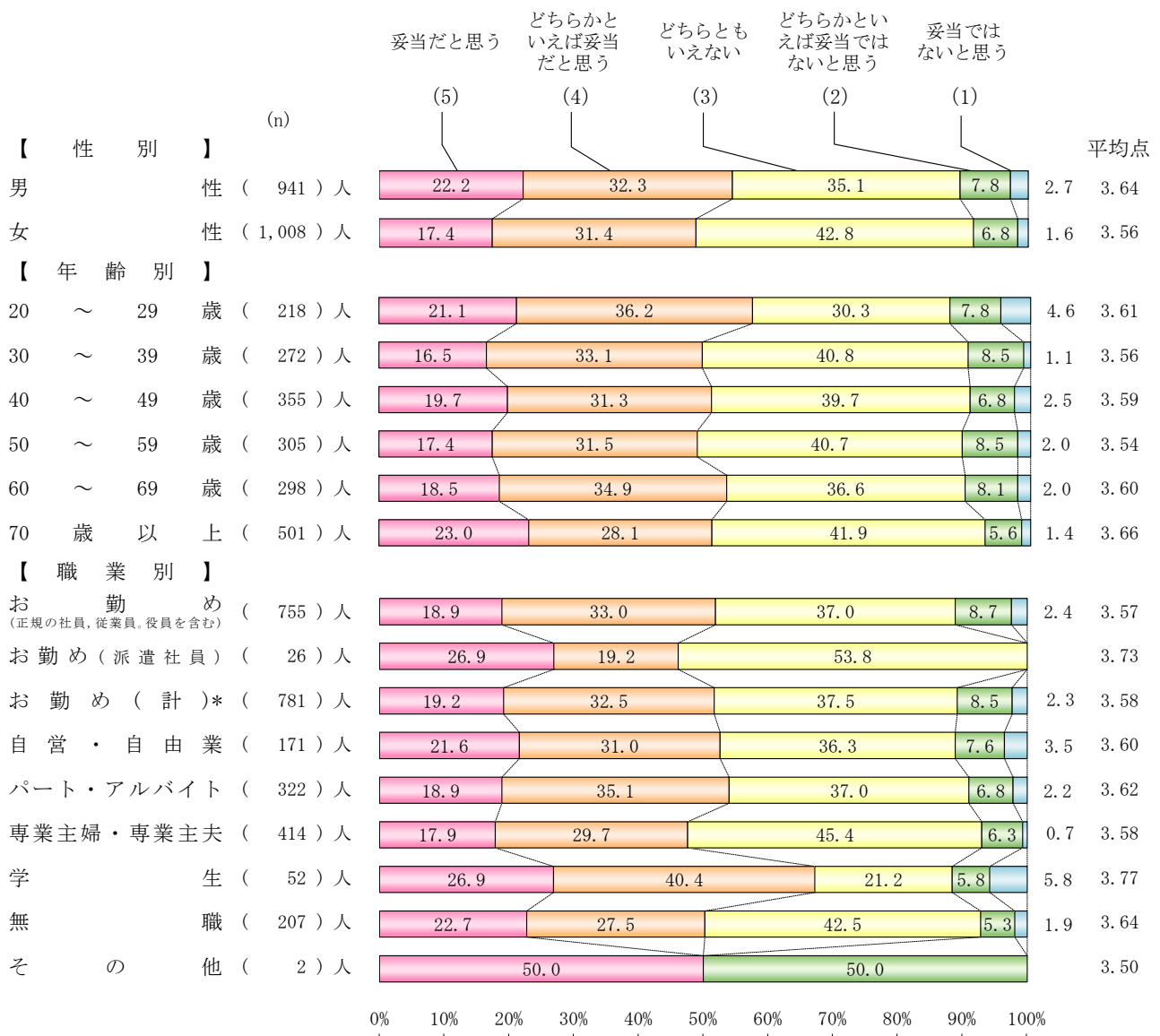


裁判員制度で、保護観察が付された割合が裁判官のみの裁判より高くなっていることについて、『妥当だと思う』（「妥当だと思う」＋「どちらかといえば妥当だと思う」）は51.6%、『妥当ではないと思う』（「どちらかといえば妥当ではないと思う」＋「妥当ではないと思う」）は9.4%となっている。

(注) 裁判官のみの裁判 32.1%＝平成18年1月1日から平成21年5月20日までの判決宣告分の数値

(注) 裁判員制度 54.6%＝平成29年6月1日から令和2年10月31日までの判決宣告分の数値





\*お勤め（計）は、「お勤め（正規の社員、従業員、役員を含む）」と「お勤め（派遣社員）」を合計したものである。

裁判員裁判で、保護観察が付された割合が『妥当だと思う』（「妥当だと思う」＋「どちらかといえば妥当だと思う」）と答えた割合は、男女別では、男性の方が高くなっている。年齢別では、20代が最も高くなっている。職業別では、学生が最も高くなっている。

## 9-2 裁判員裁判の傾向について(量刑傾向の変化)

【資料1-2】裁判員裁判においては、以下のとおり、裁判官裁判時代と比べると、軽重の双方向で量刑判断の幅が広がっていることがうかがわれる。

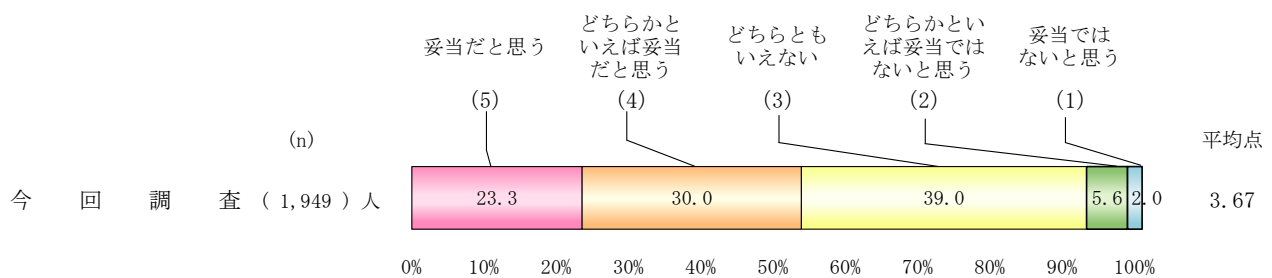
### 実刑のうち最も多い刑期がより重くなった罪

殺人既遂，殺人未遂，傷害致死，強盗致傷，強制性交等致死傷（強姦致傷），強制わいせつ致死傷

### 執行猶予判決の割合が上昇した罪

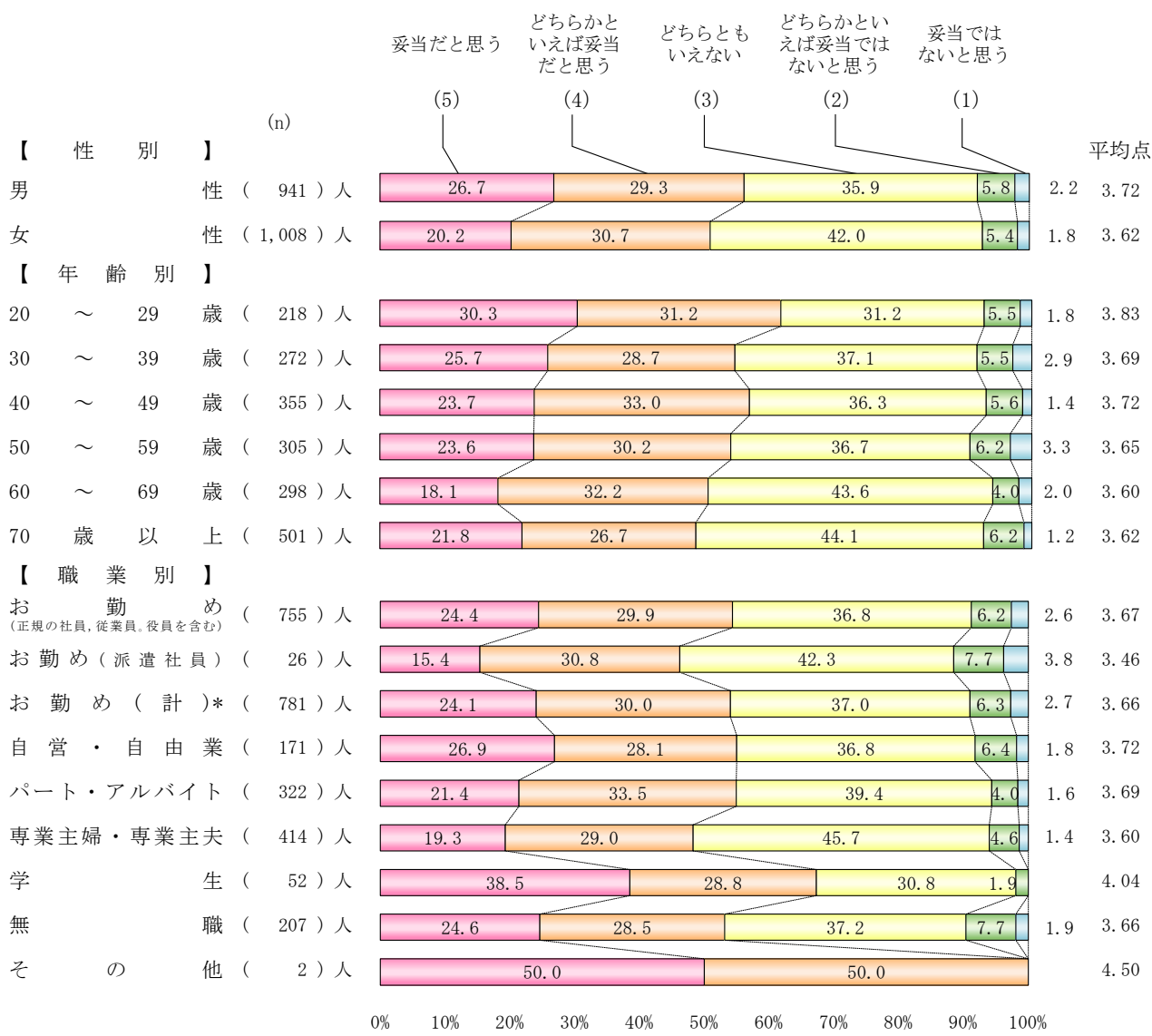
殺人既遂，殺人未遂，強盗致傷，現住建造物等放火既遂

Q9（小問2） 資料1-2のように裁判員制度の導入によって、様々な罪名で量刑傾向が変化しています。このことについて、あなたはどのように思いますか。



裁判員制度の導入によって、様々な罪名で量刑傾向が変化していることについて、『妥当だと思う』（「妥当だと思う」＋「どちらかといえば妥当だと思う」）は53.3%、『妥当ではないと思う』（「どちらかといえば妥当ではないと思う」＋「妥当ではないと思う」）は7.6%となっている。

※Q9（小問2）は、今回調査から新設した質問である。

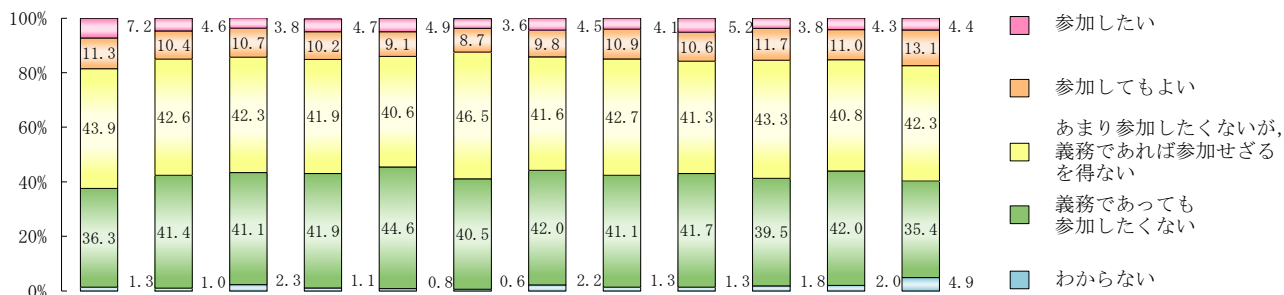


\*お勤め (計) は、「お勤め (正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め (派遣社員)」を合計したものである。

裁判員制度の導入によって、様々な罪名で量刑傾向が変化していることについて『妥当だと思う』（「妥当だと思う」＋「どちらかといえば妥当だと思う」）と答えた割合は、男女別では、男性の方が高くなっている。年齢別では、20代が最も高くなっている。職業別では、学生が最も高くなっている。

## 10 裁判員裁判に参加したいか

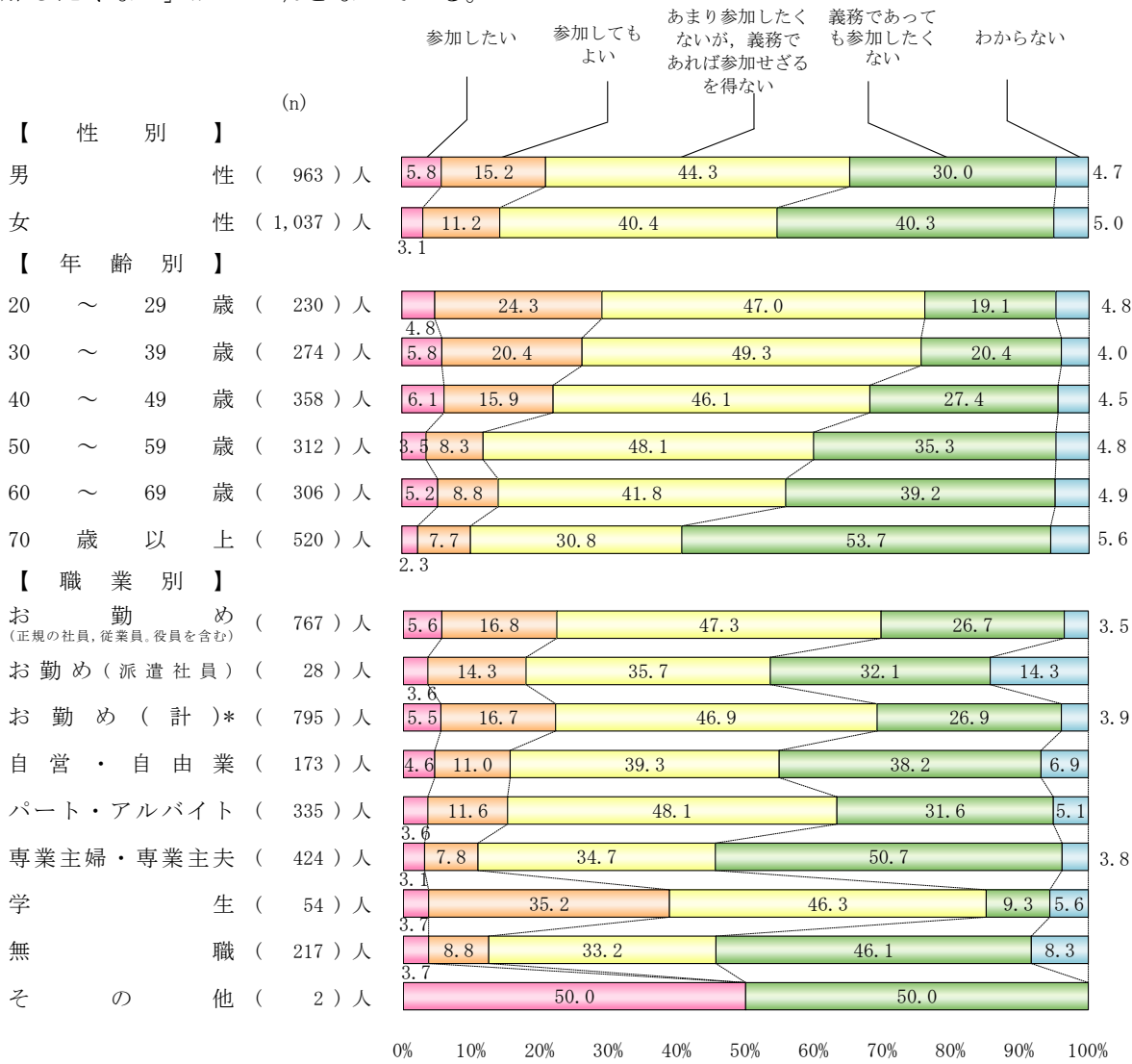
Q10 Q4で裁判や司法全般への興味・関心を伺いましたが、あなたは裁判員裁判に参加したいと思いませんか。



H21年度 H22年度 H23年度 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度 R1年度 今回調査  
(n) 2,037人 2,025人 2,000人 2,005人 2,014人 2,011人 2,000人 2,000人 2,000人 2,000人 2,000人 2,000人

※ 質問文が、平成21年度～令和元年度は「あなたは裁判員として刑事裁判に参加したいと思いませんか。」であったが、今回調査より「あなたは裁判員裁判に参加したいと思いませんか。」に変更された。

裁判員裁判に参加したいかどうかについては、「参加したい」が4.4%、「参加してもよい」が13.1%、「あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない」が42.3%、「義務であっても参加したくない」が35.4%となっている。



\*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

「参加したい」、「参加してもよい」と答えた者の割合は、男女別では、男性が高くなっている。年齢別では、20代が最も高くなっている。職業別では、学生が最も高くなっている。